

第七十二回 参議院内閣委員会議録第九号

(一七三)

昭和四十九年三月二十六日(火曜日)

午後一時五十二分開会

委員の異動

三月六日

辞任

片山

正英君

源田

実君

今

春聴君

中山

太郎君

田中

祐一君

郡

茂徳君

小枝

一雄君

岩間

正男君

星野

重次君

中村

波男君

村田

秀三君

西村

尚治君

高橋

邦雄君

吉武

惠市君

星野

重次君

香脱タケ子君

沓脱タケ子君

片山

正英君

高橋

尚治君

今泉

正二君

田中

源田

源田

高橋

邦雄君

上田

高橋

上田

高橋

源田

出席者は左のとおり。

委員長

理事

改正点の第一は、総理府の付属機関のうち同和対策協議会の設置期限を昭和五十四年三月三十一日まで五年間延長することとしたことであります。

同和対策協議会は、同和対策として推進すべき施策で関係行政機関相互の緊密な連絡を要するものに関する基本的事項を調査審議することを目的として、去る昭和四十一年四月一日に総理府の付属機関として設けられたものであります。その後、昭和四十三年及び昭和四十五年の二度にわたり設置期限が延長され、現在その設置期限は昭和四十九年三月三十一日までとされております。

しかしながら、今後とも同和対策事業の効果的な推進をかかるためには、同和対策協議会の積極的な活動が必要であり、また、昭和四十四年に制定された同和対策事業特別措置法は昭和五十四年三月三十一日まで有効とされておりますので、同協議会の設置期限をさらに五年間延長し、昭和五十四年三月三十一日までとする必要であります。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(寺本広作君) 以上で説明は終わりました。

本案の審査は後日に譲りたいと存じます。

○委員長(寺本広作君) 次に、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(寺本広作君) ます、政府から趣旨説明を聴取いたします。小坂総理府総務長官。

○國務大臣(小坂徳三郎君) ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要について御説明申し上げます。

○國務大臣(小坂徳三郎君) 先般、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措

置法が施行されました。これに伴い、人事院は、去る三月十八日、教育職員の給与について、教育職俸給表の改定を内容とする勧告を行ないました。政府としては、その内容を検討した結果した。人事院勧告どおり、本年一月一日からこれを実施するものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一は、教育職俸給表の俸給月額を改定することといたします。このたび、一般職の職員の給与に関する法律について、所要の改正を行なおうとするものであります。

第二は、附則において、この法律の施行期日、適用日、俸給月額の切りかえ及び切りかえに伴う所要の措置等について規定したことになります。

以上、この法律案の提案理由及びその概要について御説明申し上げました。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成ください。

さて、さあようお願い申し上げます。

○委員長(寺本広作君) 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○鈴木力君 大臣と総裁が予算委員会の関係で長くおいでになれないそうでありますから、まず大臣と総裁に簡単に御質問を申し上げて、あとでまた詳しく局長さんあるいは次官等にもお伺いを申しあげたいと思いますが、いわゆる人権法が通りました。

○鈴木力君 人大臣と総裁が予算委員会の関係で長くおいでになれないそうでありますから、まず大臣と総裁に簡単に御質問を申し上げて、あとでまた詳しく局長さんあるいは次官等にもお伺いを申しあげたいと思いますが、いわゆる人権法が通りました。

○鈴木力君 人大臣と総裁が予算委員会の関係で長くおいでになれないそうでありますから、まず大臣と総裁に簡単に御質問を申し上げて、あとでまた詳しく局長さんあるいは次官等にもお伺いを申しあげたいと思いますが、いわゆる人権法が通りました。

○鈴木力君 人大臣と総裁が予算委員会の関係で長くおいでになれないそうでありますから、まず大臣と総裁に簡単に御質問を申し上げて、あとでまた詳しく局長さんあるいは次官等にもお伺いを申しあげたいと思いますが、いわゆる人権法が通りました。

この人権法に基づく教職員の給与の改定の問題は、これは私は一つの特例であると考えています。一般的の公務員の給与関係はすべて人事院の決定に基づいて勧告を受けて、それを受けて政府としては動くという方針は変わらないわけでござります。○國務大臣(小坂徳三郎君) お答え申し上げます。この人権法に基づく教職員の給与の改定の問題は、これは私は一つの特例であると考えています。一般的の公務員の給与関係はすべて人事院の決定に基づいて勧告を受けて、それを受けて政府としては動くという方針は変わらないわけでござります。

○鈴木力君 そうしますと、人事院のほうは勧告がなければならないわけがありますが、要するに、具体的にお伺いしますと、八月の今度の勧告の中に、この人権法に基づく部分についての勧告も一ぺんにおやりになるのか、今後ですね。あるいはまた今度のよう、八月は八月として一般職の公務員の勧告をなさつて、それから教育職員の部分はまた別途勧告をなさるという御計画なのかお伺いいたします。

○政府委員(佐藤達夫君) この今回の改善に続いでも、やはりそのほどの面から考えなきやならないことではあるまいかと思つておりますといふことです。そこで清んだからこれはそのままおいとくと、据え置くといふようなことはならないだらうと、一般的の勧告のやつぱり一環をなすものとしては、やはりそのほどの面から考えなきやならないことにはなるうと、そのときに学校の先生の分はもうわざんけれども、私は、実は先ほど申しました月に一ぺんにやるのか、あらためて教育職員だけをもう一度やるのかということは、まだお考はべきまつていてないんですか。

○鈴木力君 どちらでやるかということについてお答えをすれば段階にはなっておりませんけれども、まあ給与局長と打ち合わせたわけではありませんけれども、まあ給与局長と打ち合わせたわけではあります。それで終わりというお考はではないということはよくわかりました。ただ、このやり方としては八月に一ぺんにやるのか、あらためて教育職員だけをもう一度やるのかということは、まだお考はべきまつていてないんですか。

○政府委員(佐藤達夫君) まだそこまではつきりましたお答えをすべき段階にはなっておりませんけれども、まあ給与局長と打ち合わせたわけではありませんけれども、まあ給与局長と打ち合わせたわけではあります。それで終わりというお考はではないということはよくわかりました。ただ、このやり方としては八月に一ぺんにやるのか、あらためて教育職員だけをもう一度やるのかということは、まだお考はべきまつていてないんですか。

○政府委員(佐藤達夫君) まだそこまではつきりましたお答えをすべき段階にはなっておりませんけれども、まあ給与局長と打ち合わせたわけではあります。それで終わりというお考はではないということはよくわかりました。ただ、このやり方としては八月に一ぺんにやるのか、あらためて教育職員だけをもう一度やるのかということは、まだお考はべきまつていてないんですか。

○鈴木力君 それともう一つ、これも総裁にお伺いします。おいたはうがいいと思うんでけれども、お申しあげたわけでございます。

○鈴木力君 それともう一つ、これも総裁にお伺いします。おいたはうがいいと思うんでけれども、お申しあげたわけでございます。

○政府委員(佐藤達夫君) この法案が通過いたしまして、教育職員の給与が法案の趣旨に従つておられるから悪いということではありませんが、別途給与が上がるわけです。そういうことはあります。たまたまこれまでの一般職の給与改定の官民の取り扱いがどういうことになつていいのかと思つて、それでこの度これで済んでいいだろうと、こう思つんですね。そうしますと、おそらく教育職員の部分は一応とつておいて、それで官民比較のあり方がこれからは違つてこなければいけないだろうと、こう思つんですね。それが大体筋道だと思いますけれども、いかがですか。

○政府委員(佐藤達夫君) これはもうかねがね申

し上げてもおると思いますし、昨年の勧告の際の報告書でも触れておりますがけれども、今度のような、まあ従来ただでさえ民間の私立学校に比べますと逆の格差であったものを今回さらには大幅に改善をするということになりますと、従来のような官民比較の総合格差の中でのやりくりといふことはもう今後継続できない。これはこの点についてやはり根本的に考え方直していくなければならぬ。いわゆる総合格差方式というものは再検討を要するだろ。もちろん民間給与を調べて、それを基盤にすることはこれは堅持いたしますけれども、総合格差の中での配分の問題にこれを取り入れるということは、ちょっと従来のやり方ではいけないんじゃないかということで、そのほうはそのほうとして新しい問題としてわれわれは検討を進めておるということですございます。
○鈴木力君 もう一つ伺いますけれども、いまのお考え方方はわかりました。私もそうだと思つておりますが、もうちょっとさかのぼつての――そぞういう問題は実は前からあつたことは私も知つておりますし、人事院でも苦労なさつていらっしゃることはわかつておる、知つておりますが、昨年の八月に一般職の給与改定をなさつて、こういう形になつてきた場合の一 般職についての第二次勧告についてのお考えはどうなつていらっしゃいますか。八月の以前にいろいろな問題の調整をした第二次的な勧告をなさる、いろいろなそないう必要が出てきているように見受けますけれども、時間がありませんからあまり具体的には申し上げませんが、どうなつておるでしょうか。

○政府委員(佐藤達夫君) 基本的にはいま申しましたようなことで、要するに問題が表面化するのには、まずそもそもこの法案が成立して教員の給与改善が実現すると、もう一つ、実は先ほど申し上げましたが、看護婦の分もありますけれども、それらのものが実現した暁において例年どおりに、先ほども申したとおりに民間調査はいたしますと、その結果によってこちらの公務員側の給与の水準と突き合わせるというような意味の基本的な

官民の比較はやりますと、それからその次の問題として、従来のような総合格差の中での配分ということは、それはそのまま通用できないでしよう。ということですございますからして、問題は、結局この夏の勧告の際ににおける問題ということにわれわれはなると、これは筋からいっても当然だろうと思つておるわけでござります。

○鈴木力君 時間がありませんから、この問題はあとでまた局長さんにもう少し詳しく伺つてみたいたいと思います。

あと、総裁がいらっしゃる間に、具体的にこの

附帯決議にもちよつと出ておりました。そういう意味でわれわれは、これはこれとして一つの問題意識を持って臨んでおるといふことは一つであります。

ただ、いま申しましたように、国立の場合についていいますると、そういうような面においては、人事交流の問題等を含む任用上の取扱いがありますとか配置のやり方の問題を気をかけてやってきておりましますし、今後もそういう面で十分留意をしていけば何とか適当なところで、のではないかということを踏まえて、公立学校の面においてもそういう方式があるのではないかということを頭に置いて書いたことで、これは申し述べるまでもなく、正面切ってわれわれが出しゃべらせて公立学校はかくあるべきだなんていうことをもうべき立場でもりませんし、こののところをどうぞうすにニーアンスを出した——じょうすといふのは取り消しますけれども、あまり露骨にならぬでニーアンスを出した。この方式についてわかれも、公立のことだから知ったことじやないという立場ははつておりませんので、文部省なりとの接触の機会においても、どうしたらよかとかかといふ意味のお互いの勉強はしておるわけですが

なるべくこちらの分野に多くの人となる問題としては、実は人材の確保ということも大事でありますけれども、お一人お一人の教員の質というもののやはり改善していくのは当然必要なんじやないかと、まつてそういう面も必要なんじやうなことも考えられますのです。それがらいまの免許のあり方とも含めて、われわれとしては相手として気にしながら来ておったところとして、これも厳密に言えませんが、給与の面から見ておつたわけで、これも厳密に言えいなことじやないかという御批判をもちますということを表現した趣旨はわかりますが、この事務職も短い時間での總裁の御答弁です。意識として持つておる、それからはどうにか救えるけれども公立は常に問題がある、問題意識としては具体的にはあとでまた局長さはれは具体的にはあとでまた局長さつていらつしやることをもう少しします。

けれども、そういうような表現があるわけです。そういうことになる場面を考えていくと、たとえば裁判官はどういう養成過程を経て一人前になつていらっしゃるかというと、これは相当嚴重な司法試験を通してそれから司法の修習の期間を経て、相当の訓練を経て一人前になつてようやくあれだけの月給を取つていらっしゃるというようないふべきであわせて、やはりそつちのほうも今後は面と比べあわせて、やはりそつちのほうも今後は給与の改善と同時に並行して考えていかないといふべきのそれ以外の職種の人たちに対する納得も得られないのぢやないかといふような気持ちを心底に持ちながら書いているのですから非常に舌足らずにはなりましたけれども、ほんとうの少なくとも私の気持ちはそういう気持ちでいるわけです。ですから、いまの問題ではなく、遠い将来のさらには改善改善とこれを進めていく場合の一つの場面についての考え方などを申し上げたわけで、こう御了解いただいてよろしいかと思います。

○鈴木力君 大体お考えはわかりました。そうすると、大体この免許制度といふこととの結びつきのほうがむしろ養成というよりもどういう条件で資格を与えるか、どういう条件で教師の採用の条件になるのかということにむしろ重点があるようにも伺いましたけれども、そういう意味での教員養成という問題といふように伺いましたのですが、あともう時間があれませんものですから、もう一つだけ総裁に伺つておきたいのは、幼稚園の教職員の調整額についてですね。これは前からのいきさつがありまして人事院のほうで勧告をなさるはずだったと実は私は――途中は省略いたしますけれども、そう思つておつたのですけれども、まだ勧告が出ていないわけです。これは勧告をまだしていない理由はどこにありますか。

○政府委員(佐藤達夫君) これは例の教職調整額のあの法律案のときからの実は宿題になつております。私どもも相当前向きの姿勢を表明しておつたものでございますが、その後いろいろ実態の研究を重ねてまいりまして、先ほど申します

よう、少なくともわれわれの所管に入ります国立大学の付属の幼稚園の場合については是分明に調べまして、なるほど一般の教員の方々と幼稚園の先生方との間には、少なくとも国立の場合について考えました場合においては職務と責任なり何なりその活動の場面において大差はない。しかも人事交流なども相当に行なわれてゐるということを実態をつかましものですから、ことしの予算の編成に際しては、これをぜひやりたいと思つてあるからこの予算を組んでおいていただきたいということをお願いをして今度の四十九年度の予算に入つておるわけでございます。したがいまして、これからさらわれわれとしてはその研究を煮詰めてまいります。それでその検討がまとまり次第やはり勧告の形でお願いしなければならぬと思ひますけれども、これには御承知のように公立の幼稚園関係の問題もあります。これも私どもの所管じゃないと言えはそれきりの問題ではござりますけれども、なかなかいろいろ複雑な問題もあるようで、したがいまして、その点やはり文部省あたりと一緒に勉強しながらおるというのが現状でございます。ですから、成案を得ましたら勧告を申し上げるつもりでおるわけでございます。

いる中で、この短い時間でこの重要な法案を審議していいかという、こうすることに對して私は非常に不満を持つ一人なんです。いま鈴木委員も時間がないから時間が新しいからと言つて一々気になさつて、もう言うことの十のうちの一つも言わないので話を進めているといふその苦しい質問をなさつてゐる姿を見るばかりであります。私自身もうだと思うんです。ですから、こういう短い時間によけいなことを言ひな、言わなくていいじやないかとおっしゃられるかもわからぬけれども、これは将来にわたりまして、はつきりしておかなければ私はいけないと思うんです。しかもこの法律といふのは、私がいまさら申し上げるまでもなく、人権法からそれによつて人事院が勧告をしてきた、それを今度また總理府長官のほうでは受けとめて、この法律を通過させていかなきやならないといふような形になつてくる、この行き方自体だつて私は問題があると思うんです。

少なくとも國家公務員法の二十九条というのは、これは八月の勧告だけにとらえられてゐるのであるのか、また給与法のこれは第二条でしたですか、一般職の職員の給与に関する法律の二条にもあります。この二条の点と、先ほど申し上げました國家公務員法の二十九条のこの法律の趣旨といふ、この二つのものは考へないで今回の法律を改正していくのがどうか、そういう基本的なものも私は十分決議していかなきやならない諸問題が残されていると思うんです。こういう立場の上からこれを審議していくという、限られた時間の中でやつていくということは、まさに日に日夜激務の中で事務を遂行されているそれぞれの職種の公務員の方々に対しても私は非常に申しわけないと思うんです。また、もう一面は、人間としての生活権といふものをどんなにして守つてあげなきやならないかといふ立場から考えていても、十二分にこれは審議して、そして是は是、非は非としてやつていかなければならぬと思うんです。長官並びに総裁のお考えをひとつ伺つておきたいと思ふうです。

○國務大臣(小坂徳三郎君) ただいまの御指摘はまことにごもっともだと思います。私たちといたしましても、もちろん教育関係者の人材確保のためにどのような特別措置法が設置されたことも、これまで現在の教育情勢から見ると、まさに時に適したものだと考えておりますが、同時にまた、このような給与の改善がこのような形で実施されるということ、見方によれば、やはり他の一般の公務員の人たちの給与の問題とのバランス等についてもこれは十分に審議をし、みんなに理解をよくしてもらわなくちゃ困るじゃないかというふうにも考えておるわけでございます。しかし、この点につきましては、公務員の給与は言うなれば国民の税金なんぞござりますので、その額をどのようにきめていくかということについては、これは人事院という組織がたいへんにいいのであって、この人事院の組織の中で客観的に十分立証し得るような対抗し得るような数字が計算されて出てくるといふこのシステムはこれは私は今後も続けていくべきであるけれども、いま委員の御指摘のようなこういう重要な問題について、全く私も、いま衆議院の本会議が終わつた瞬間からこちらで待つていらっしゃるというので走つてきましたようなわけでございまして、これなどもいささかどうかと私も思います。もつとゆっくりした環境の中で十分に御論議をいただいたつてちょっと悪いことじやないと思つておりますが、そのようなことでいろいろと仕組みその他についてはそれぞれ考え方を持つわけではござります。しかし、特にたゞいま御提案申し上げておる教職員の給与の問題、きわめて重要なものでございますので、よろしくお願いしたいと思うのであります。

○宮崎正義君 総裁のお考え。

○政府委員(佐藤達夫君) まことにごもっとものように拝聴しておりましたけれども、結局、たゞいま総務長官がお答ええたとおりのことと尽きるんじゃないかと思ひますので、要するに、これは人権法案そのものからずっと連なつての御審議権の問題にもかかることでござりますので、私ど

もがこれについてとやかく申し上げる立場ではありません。ただ、私どもとしては、人権法案が成立して、これが二月の二十五日に法律として公布されております。これによつて私どもは勧告義務が具体化したわけでございますから、これからもう急遽この立案に努力をいたしまして、できるだけ急いで勧告をお出しする努力をしたと、そういう弁明を申し上げることに尽きるんじゃないかという気がいたします。

○宮崎正義君 人権法の勧告がなかつた、それで今度なつた、それを明確にされたから勧告をしていくんだという行き方ということは、なるほどある面ではうなづけます。しかしながら、総裁、先ほど私が質問の中にもお話をしておりました国家公務員法の第二十八条の情勢適応の原則といふこの原則というのは、もともと原則を、常に内閣から独立した機関である人事院という立場の上からいけば、当然これは八月だけに考えるべきじゃないと私は思つんですがね。例年は八月を中心にして第二条といふものを主体にして考えておられる。そうなれば、今度はかの省で、たとえばこれは文部省でございますよ。文部省では、人事院總裁あてに文部大臣から給与改善に関する要請ですか要望でござりますか、そういう書類が出てるよう私は思つているんですが、いずれにしましても、それはそれとして、情勢適応の原則というの非常に考へてなきゃならない。また、ほかの省で、いろんな法律ができた、その法律によつて、今度人事院は、適正なときには、ああいう法律をつくってくれたから私のほうはまた勧告をしますよじや、ちょっと納得できないんでございますがね、どうなんでしょう。

○政府委員(佐藤達夫君) 普通の場合、情勢適応の原則をわれわれが考えますについては、物価が上がつたとか、民間の給与が上がつたとかいうような面、そういう面を常に考へながら給与の勧告を申し上げる。したがつて、毎年の夏の勧告の際には、そういうふうなデータを整えた上で勧告を

申し上げておるわけでございます。ただ、いまの御指摘の教員の今回の改善の問題、それと先ほど触れました看護婦の改善はよく似ておるのでございりますけれども、これは情勢適応といつよりも、教員なり看護婦なりの法律にそれぞれの職種の職務と責任に応じて適正な給与の扱いをしなければならぬという大原則がございまして、そういう面のほうへのむしろつながりを持つてのことであろうと、いうふうに一応考へて、これははどうちらでもいいことですけれども、われわれとしては職務と責任のことで確認をしたんだということにつながる問題であろうと思います。その確認の問題としては、これは従来官民比較をやります場合に、学校の先生と看護婦さんたちは、民間のほうは本来低くて国立のほうの病院なり学校の先生のほうが実は給与が高い。格差からいくと逆の格差になつてゐるわけです。しかし、われわれとしては、職務と給与法の二条を考えてきたとおっしゃられましたけれども、そのこと自体を私は、二十八条、給与法の二条というものに対し、これを常にあらねないけれども、この国立の場合の病院の看護婦となりあるいは学校の先生たちなりがこのままでいるかというあれを持ちまして、そして従来は総合格差の配分の問題でやつておりましたために相当制約がありましたけれども、その制約の中で、なまつて残念に思いますけれども、大体の考え方としては、たとえば人材確保の法典というものがどこからか出てきて、それで人事院はただいたずらにそれに引きずられて、そして法律ができるからややざるを得ないと、いうような形の受け身の形での勧告じゃないかというような御疑惑が一つはあるというふうにも思つてゐますが、われわれとしては、たまたま人権法の場合はこれは法律で出来ました際に、他の委員会あたりで、これは法律を待つまでもなく人事院が独自の勧告でやればいいことじゃないかというようなことで、そういういま宮崎委員官指摘のような趣旨の御疑惑を表明された向こうも相当ございましたけれども、われわれとしては、これはまあ法律でそのことができると認められましたけれども、それから片や看護婦のほうもこれに準ずる措置はぜひわれわれとしては必要だということで、これは法律はありませんけれども、われわれのほうから予算のお願いをしまして予算を取つて、四十九年度からの給与改善の予算をいただいて、そして前提を整えた上で看護婦の場合は先ほど申しましたように本日勧告を申し上げたと、すなは筋道を申し上げればそういう系統の考え方の事柄だというふうに思つてゐるであります。

○宮崎正義君 今後も各省でこういう人権法のよ

申上げているわけでございます。ただ、いまの御

申上げた上でやつていらっしゃる。今回もそつて

うな法律ができた場合、いつもそれに基づいて人

事院は動くのかということなんです。それじゃな

い。むしろ抵抗感を持つたら國賊みたいなもので

す。しかし、その法律になる前提の法律案そのも

のが政府から提案されるというような場合には、

これは決して人事院抜きにやつていただくべきこ

とではないんで、それは人事院の意見をお聞きに

から言われ、こつちから言われてやるのじゃなく

手を打つべきは打たなきやならない。御答弁に

もありましたように、目下の情勢というのはイン

フレだ、高物価だとか、そういうような状態を

見て、八月はそういうものを中心として二十八条

と給与法の二条を考えてきたとおっしゃられましたけれども、そのこと自体を私は、二十八条、給与法の二条というものに対し、これを常にあらねないけれども、この国立の場合の病院の看護婦となりあるいは学校の先生たちなりがこのままでいるかというあれを持ちまして、そして従来は総合格差の配分の問題でやつておりましたために相当点に対する御答弁がなかつた。

○政府委員(佐藤達夫君) 大事なポイントをのがしまして残念に思いますけれども、大体の考え方としては、たとえば人材確保の法典というものがどこからか出てきて、それで人事院はただいたずらにそれに引きずられて、そして法律ができるからややざるを得ないと、いうような形の受け身の形での勧告じゃないかというような御疑惑が一つはあるというふうにも思つてゐますが、われわれとしては、たまたま人権法の場合はこれは法律で出来ました際に、他の委員会あたりで、これは法律を待つまでもなく人事院が独自の勧告でやればいいことじゃないかというようなことで、そういういま宮崎委員官指摘のような趣旨の御疑惑を表明された向こうも相当ございましたけれども、われわれとしては、これは法律でそのことができると認められましたけれども、それから片や看護婦のほうもこれに準ずる措置はぜひわれわれとしては必要だということで、これは法律ではありませんけれども、われわれのほうから予算のお願いをしまして予算を取つて、四十九年度からの給与改善の予算をいただいて、そして前提を整えた上で看護婦の場合は先ほど申しましたように本日勧告を申し上げたと、すなは筋道を申し上げればそういう系統の考え方の事柄だというふうに思つてゐるであります。

それから予算だけの問題というのはこれもたび

たびございまして、先ほども触れましたように、

きめいたくことですから、それは何もわれわれ

あせりません。

五

われわれとしては、やはり勧告をするについては普通の場面においても、たとえば毎年の夏の勧告の場合においても、大体この夏は相当一般の民間も上がるだらうということが常識であるならば、それに見合った予算をすでにもう当初予算の中に組み込んでおいていただきたいということをかねがね申し上げて、ようやくその努力が功を奏しまして、まあささやかではありますけれども、五%だけは当初予算に組み込んでいただけのようになつたわけであります。それが一つ。われわれとしてはそれはいいことだと思います。

それからいまの看護婦の場合についてもそういうこともありますから、看護婦をぜひやりたいことがありますからお願いしますといつて今度はまた予算に入れていただけますから、それから先ほどの幼稚園の教職調整額についても、われわれとしてはこういう考え方でありますからぜひ予算に入れていただきたいということは、そのことが成立するまでの下のぜん立ての問題はわれわれの意図に反するものでない限りはちつともこれは——むしろわれわれが推進することさえあるわけでございます。これは何も独立性、自主性には関係のないことだということに尽きるのじやないかと思いますが、それから人権法についても全然抵抗感を持ちません。実は文部大臣には、これは普通の予算だけよりも法律でやったほうがいいかもしまんなんぐらいのこととは、むしろこちらから申し上げたぐらくなっています。したがいまして、いまのような御心配の点は、われわれに聞ける限りにおいては全然そういう気持ちは持つております。

○宮崎正義君 それならいいんですが、四十九年の一月から一律に一〇%ずつ、四十八年度当初予算に百三十六億の予算が組み込まれ、そして人権法で義務づけられた形で来たということになれば、もう人事院といふものは空洞化されたことになってしまいますし、ですから、そういうような面も私は心配しておりました。

それからもう一つは、先ほど申し上げましたように、他省から来た、受け身の形でやるんだつた

ら、これは人事院は要らなくなるわけですから、文部省の下部機関がなんかに、逆に変な言い方をするはそういうような形にもとれるわけなんですから、そういうことはないという総裁の御答弁でございますから、私はそれはまたあたりまえのことだとと思うのです。ですから、国家公務員法二十八条と給与法二条の趣旨というものは常に、いまの看護婦の問題にしても、幼稚園の問題にしても、こうだこうだとおっしゃられましたことがござりますから、私はそれはまたあたりまえのことだと思うのです。

○委員長(寺本広作君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、源田実君、郡祐一君が委員を辞任され、その補欠として平島敏夫君、稲嶺一郎君が選任されました。

○宮崎正義君 私も、鈴木委員はじめございませんが、時間がないと言わなければならないのですが、これは全く情けないと思うのです。あわただしく、ひとつも気が落ちつけない大事な法律を審議するなんというのは、全くこれは国民にも公務員の皆さんにも申しあげないと思うんです。そういう気持ちで一ぱいなんです。

私は、そこでもう一つだけ伺って、あとは局長さん等にお伺いするわけですが、行政職と教育職の特に小中高との対比の問題について、従前と改正後とどんなふうになつてしているか。また、同格という立場がありまして、均衡という立場の上からでもいろんな問題がこの中に伏在されていると私は思うんですが、この点についてひとつお話を聞かせていただきたいと思います。

○政府委員(佐藤達夫君) ちょっとと誤解を——よくお尋ねの趣旨をあれしておりますかもしませんが、たとえば教育の目標で申しますというと、初任給の場合は現在でも実は行政職よりも上に

せをした。それから普通にいわれておりますのは、十何年かたりますというと行政職のほうはずっと上へ行つちゃつて、せつからく初任給が高く出発しても先生のほうが下になつてしまふ。その不合理というものをここでほとんど根本的に是正をするというようなことが今回の主眼になつております。

○宮崎正義君 あとでこまかい点につきましては申し上げますけれども、小中学校の校長は大体行政の等級の面に該当していきますか。

○政府委員(茨木廣君) 小中学校の校長は、従来大体行政の四等級と合わせておりましたが、一つ上の段階の三等級と二等級の中間に合われました。そこで、今はやはりそれを二等級と同程度に今度改善をしておるわけですが、それから高校長のほうは、従来は行政の二等級と三等級の間、大体本省の課長補佐と課長の中間に合われました。が、今回はやはりそれを二等級と同程度の水準に、要するに本省の課長クラスと同程度に扱うと、こんなふうにしておるわけですが

○宮崎正義君 総裁の御答弁がありましたように、今度はこの同格あるいは均衡ということを考えながら、この点を特に今度はお考えになつたと言われるんですが、現在のこの俸給の等級別標準表といふ中の二等級といふのは、本省の課長の職務表といふふうになつております。これはこまかく分類できている。一等級については「局次長又は部長の職務」委員会の事務局の長の職務、「三番目には「管区機関の長の職務」、四番目には「本省の特に重要な業務を所掌する課の長の職務」と、こうなつておるんですが、私はこの問題について、本省だけでもいいから、課長が何名くらい一等級の中にいるのか、それから課長補佐が二等級のところに何名くらいいるのか、管区部長は一等級のところに何名くらいいるのか、ということの資料を求めていたのですが、この資料がいまの短い時間では間に合わないということで、ここで課長の一等級という人を概算だと言つて持つてこれらたのは、いまのところでは、ほどのいいところにいつたというふうに考えております。

○政府委員(佐藤達夫君) ちょっとと誤解を——よくお尋ねの趣旨をあれしておりますかもしませんが、たとえば教育の目標で申しますというと、初任給の場合は現在でも実は行政職よりも上に

○宮崎正義君 いつてないですよ。いまの御答弁では、いつてないですよ、局長の御答弁では。あと

でこれは煮詰めます、いつてませんから。

○松下正寿君 今回の人事院の勧告で小中学校と高等学校の教員との給与の格差と、いうものは非常に縮小されたようあります。私は元来この格差といふものは必要ないという考え方を持って前回文教委員会のときに文部大臣にそういう趣意の質問をいたしましたわけであります。幸いにして、非常にその格差が縮小されておるようあります、が、私は、頭があんまりよくなれないせいか、よく見回してもあまりたいした格差じゃないようなんですが、何か非常にこまかい差がある——ちょっと大きさばな議論ですが、めんどうくさいから全部一緒にしちゃつたらどうかしらんという、こういう感じもするくらいなんですが、非常に何かこまかくこだわって、まあ歴史的理由がありますか、あるいは校長になるチャンスがあるとかないとか、あるいは昔の師範学校の伝統がどうとか、いろいろな理由がたくさんあるようありますが、ちょっとこの小さいところにこだわり過ぎておるような感じがするわけですが、これは一挙に全部廃止してしまつたらどうか、非常にきれいさっぱりするんじゃないか、ちょっと大ざっぱな議論のようですが、そんな感じがするわけであります

が、総裁の御意見はいかがですか。

○政府委員(佐藤達夫君) いまのお話の点は、いわゆる三本立ての問題としてわれわれとしては一つのやはり検討課題にはなつておるわけござります。で、二つのこの高校と小中学校との区別の出発のなされました昭和二十九年ころの制度から申しますといふと、教員の免許の基礎の資格が違うとか、あるいは当時における在職者の学歴の違いといふが、そういう点が最近の制度においてはだいぶん変わってまいりまして、従来のよくなたてまえをそのまま堅持することもいかがかという情勢になつてきておるということと、それから今回

の人才確保の法案でも義務教育の先生方を主眼に置いての法律になつております。したがつて、このいわゆる三本立てというものをそのまま堅持していくべきだというような根本的な理由というものはだんだん薄れてきてるんじやないかといふのは、私は一人の政治家として一番いま重大だと思ふことは、私立学校、特に私立大学、まあ学校を含めましての私立がほとんど教育の過半のボジ

ションを受け持つておる。それに公立が今度はあります、われわれとしては、根本的にこの三本立てと、いうものを解消すべきかどうかという点については、現在いろいろ関係の識者の方々の御意見も非常に多いながらまあ勉強を進めておるところでございますけれども、確かにおっしゃるような問題があるということは十分意識しておるというこ

とだけを申し上げておきます。

○松下正寿君 次の質問は、実は文部大臣に御答弁願いたいと思っておつたんですが、文部大臣おいでにならぬようあります。ちょっとついでながらと申すが、大臣としての、國の政治をあさかる方としての御意見を伺いたいと思うのであります。

今回のこの勧告によりまして教員の給与が上がったのは非常にけつこうなことであります、これはつまり国家公務員、まあ一般に公務員と、私は私立の関係の者でありまして、この前の文教委員会のときなんかも申し上げましたが、実は上がることはけつこうだが、一体私立はどうなるかといふことがこれ非常に心配になるわけです。かえつて公務員のほうが上がるために私学のほうにめんどうが起るわけであります。これについて、この前文教委員会のときに文部大臣は、まあ

が、長官の一般的な立場に立つての御意見を伺いたいと思います。

○國務大臣(小坂徳三郎君) 文部政務次官がおられますから、特に文教関係プロバーの問題は私からお答え申し上げないほうがいいかと思いますが、私は一人の政治家として一番いま重大だと思ふことは、私立学校、特に私立大学、まあ学校を含めましての私立がほとんど教育の過半のボジ

ションを受け持つておる。それに公立が今度はあります、われわれとしては、根本的にこの三本立てと、いうものを解消すべきかどうかという点については、現在いろいろ関係の識者の方々の御意見も非常に多いながらまあ勉強を進めておるところでございますけれども、確かにおっしゃるような問題があるということは十分意識しておるというこ

とだけを申し上げておきます。

○松下正寿君 御承知のよう、私学は、少なくとも大学においてはもう七割ぐらいまで量的には分担をしておるわけなんです。したがつて、この法案、この人権法というのも非常にけつこうであります、この運用を誤りますと非常にかえつておかしな結果になる。そういう点を内閣においておかれても十分に考慮していただくことを強く要望しております。

長官のおいでのうちにもう一つ、これもやはり文部大臣からお答え願いたい点であります。もう一点点お伺いしておきますが、これもこの前に文部大臣にお伺いしたわけであります。教員の人材確保、これに教育制度の改善ということが必要でありますから、文部大臣にお答え願いたい点であります。給与さえ改善すればそれで十分というもののじゃなくて、給与以外のこの勤務にかかる諸条件の整備改善、そういうこととが必要だろと思いますが、そういう点についてどういうお考へであるか。それからまた教員の免許制度、養成制度といふことに触れておられますが、これと何か私が申し上げましたような条件の整備改善と関係があるかどうか、これも文部関係のことであると思われますが、やはり国全体のこと、非常に私重要であると思ひますから、長官の御意見を伺いたいと思います。

○國務大臣(小坂徳三郎君) 私は、人間はやはり月給だけですべて満足するものではありませんが、さればといって生活に困るような状態であつてはなおいけないわけでございます。その辺のところのバランスをどのように考えるか、現時点においては人材確保ということがこのよくな形で一方においては財政支出をして、教員の生活を豊かなものにしていくという方向が現在とられているわけでございますが、私はやはりこれと同時に、もつと教員としての誇りであるとか、あるいはまた自分の受け持つておる教育というもののその教育を受ける子供たちの人生の中においてどんな意義があるのかとか、またどんな意味合いで持つた

のかというようなことをやはりいつでも考え直すようなそうちした他の研修あるいは体験の交流の場を持ちながら、一つの教職者としての生きがいを感じするようなことがなされなければいけないのでないかと思うものでございまして、同時に、繰り返しますが、月給が高くなつたこと、それだけで万事終わりとは考えられない。そこになお月給が他の公務員よりこのようない形で高くなる、同時に一般の公務員にとっては非常にこれは不適当高くなつたという意識を持つのではない。学校の先生だから特別だというふうに思つてくれる人は少ないのでなかろうかと私は思います。しかし、まあそんなことを乗り越えてもまず教職員の生活安定を期するということが大事であるという方向でなされておりますから、それはそれといったとしても、同時にそうした特別な待遇を受けたということが、何らかの形で一般的の他の公務員の方々にも何か貢献するような形でこれが発揮されることを私どもは強く期待したいと考えております。

○岩間正男君 文部大臣がおられないところでの法案を質問するので、非常に突っ込んだところは——まあ次官が出ておられますので、次官の答えられる範囲内で答えていただきたいと思いますが、國務大臣として總務長官がおるんありますから、總務長官に主として伺いたいと思います。第一に、これは専門外のことになつて、あるいは勉強をする問題かもしませんけれども、「教育行政として教育基本法の第十条にこれははつきりした定めがあるわけですね。『教育は、不当な支配に服することなく、国民全體に対し直接に責任を負つて行われるべきものである』」この第一項を満たすために、「教育行政は、この自覺のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目指として行われなければならぬ」、こういうふうにあるわけです。それで、むろんこの人權法によりまして教員の給与を若干引き上げを行なつて、これによつて人材の確保を保証し、学校教育の水準の維持向上をはか

る、こういう趣旨は、これはこれとして一応けつこころであると思う。しかし、教育行政全般から見ると、これは全体のごく一部なんですね。一つの重要な条件ではあるけれども一部分と言わざるを得ない。ほんとうにこれは教育行政そのものを満たして教育の水準の維持向上、発展をはかるといふになつていらっしゃいますか。これは總務長官として、國務大臣としての見解を承つておきたい。

○國務大臣(小坂徳三郎君) 具体的にいまの御質問に対して私がお答えするにはちょっとまだ考えが十分まとまつておりますのでお許しをいただきたいのですが、ただいまも委員の御指摘のとおり、給料だけですべて事務むのではなく、ということは事実。同時にまた先ほどもお答え申し上げましたように、自分が教育しているということのとおり、そのこと自身がどのような社会的な意義を持ちます。それが國民の間で評価されているかということがわかるというようなこと。私は特にその点が重要なんではないかと思うんであります。特に、ものをお教えるということは、だれもそれを評価していくわけでありますから、それをやはり社会的に評価して、いい教育であったとか、その成果はこうであったということを政府の中では常に教職員の方々にそれを逆にお示しをしていくといいます。したがいまして、これは千差万別であることは当然であります。やはり、千差万別であるがゆえにまたそこは私は教職員としての経験を積んでいるといふことがあります。したがいまして、これは千差万別であることが非常に重要な要素である。したがつて、その体験だと思うのです。経験を積んでいるといふことがあります。したがいまして、これは千差万別であることは

ことを述べられたわけですが、私の聞きしているのは基本法との関連でお聞きしたわけです。「教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立」、これが文部省がまさになさねばならない、日本の文教政策が責任を持つている問題だとと思うのです。したがつて、どのような条件がこれは諸条件の整備ということになるか。それは教員の生活権が満たされなければならない、日本の人権法を満たすといふことになります。ほんとうにこれは教育行政そのものを満たしておられなくちやならない問題ですが、大体どんな条件がありますか。

○政府委員(藤波幸生君) 教育行政を進めてまいりますのには非常に大きな広がりを持っております。先生御指摘のように、教員の給与だけではありませんでして、たとえば学校教育だけとてみましても、定数を改善をいたしまして一クラス当たりの生徒数ができる限り少なくしてりっぱな充実した教育を進めていく、こういった仕事も確かに一つではございません。同時に、やはり居は気を移すと申しますが、学校の施設なども十分充実をいたしまして、特に学校教育で地域的に施設などをアンバランスのないよう、義務教育を中心として考えればなおさらのことでございますが、充実した教育施設で教育を進めていく。また、教育の教材等につきましても、最近では視聴覚教育だけ例にとりましてもいろいろな施設が新しく取り入れられておりまして、こういった面もで

きる限りバランスのとれた配置をしていくことが教育を充実させてまいりますために非常に大事なことだ、こんなふうに考えておるわけでございます。しかし、今回の人權法の非常に高邁な精神によりまして教員給与の改善が行なわれ、世界にも例のない、一般公務員よりも優遇する措置が恒久的に講ぜられる、こうしたことになりましたことは、ゆえにまたそこは私は教職員としての経験を積んでいるといふことです。経験を積んでいるといふことです。したがいまして、これは千差万別であることは

員給与の改善だけで終わると思っておるわけではなく、これは全体の足がかりといつたままで、さらに教育行政全般にわたつて充実をしていくように努力をいたしたい、こんなふうに考えておるわけでございます。

○岩間正男君 教員の給与改善、それから一学級の生徒の定数の問題、それから学校の教育の設備の問題、こういう問題に触られたのであります。が、まあ大体そういうところが教育行政の中では非常に重要な課題にこれはなつてくるであります。さらに教職員のこれを保持するためには大幅の増員ということも一つの重要な課題になります。さらにこれに対して当然研修をやるべきですね。さらにこれに対して自然研修をやる、資質を向上させるための研修を自主的にやる、それをはつきり補助をする。こういう事態もこれは教員の資質改善の中では非常に重要な課題になります。そういう問題がたくさんあるわけですね。基本法の目的からいうとずいぶん広範な課題になります。そういう問題がたくさんあるわけですね。目についたことはほとんどなされていない。たとえば一学級の児童生徒の定数の問題などというのは、問題にはあがつていてるけれども二十何年これは放置されている。高校なんかはもつとこれが多い。中学校よりもこれは定数が多いという形で放置されている。こういう問題も何ら解決していないわけですね。

それから学校の設備の問題は、プレハブを取り上げるまでもないことで、やっぱりたいへん大きな課題になつているわけですね。ところが、特に教員のこの問題だけ、生活向上の問題、給与改善の問題だけを取り上げたというのは、これはやはり教育行政としてはアンバランスになるんじやないですか。非常にやはりこのところに問題がなっている。だから私は、教員の資質向上や給与改善をやつた、同時に全般のものがこれと即応してバランスがとれたそういう教育行政であるのなら、えてここで意見を差しはさむ必要はないと思うんですよ。ところが、ほかのほう

は、むしろいろいろな圧力のもとにやつたり、これに対するむしろ助長じやなくて妨害なんかが加えられているんです、実際は、そういう中で教員の給与だけが取り上げられて、そしてこのような給与改定がなされる。こういう点についてやはりどう考えられますか。この点はどうですか。

○政府委員(藤波季生君) 全般にわたつていろんな施設を進めていかなきやいかぬと考へておりまして、ただいま衆議院の文教委員会のほうに第4次の五カ年計画の改善の法案も御審議をお願いいたしておるわけでございます。しかし、何といましても教育は人がありでございまして、まずりっぱな先生を確保する。そして先生が落ちついて生活をする中で全力投球で教育に取り組んでいただき。そういう条件を満たすことがます何よりも大事でございまして、そういう意御審議がございまして、与野党いろいろな御審議が出てたわけござります。いろんな階層からいろんな御意見も出たわけござりますけれども、人権法が約一年間の審議を通じて最終的には与野党一致で御可決をいたしましたことは非常に教育界にとつては大きな意味があつた、こんなふうに考えておるわけでござります。

○岩間正男君 つまり、教育基本法第十条はつまみ食いされているような形になるのです。それでいいでしよう。突破口を開いて、それに全部あと合わせしていくというならないのです。ところが、財政の配置を見ればわかる、予算見れば一目りょう然たるものであります。ほかの予算とは相対的に削られている。額はふえているかもしまんが、少くとも国際的なレベルで二十五人、できますか。できなかないじやないか。そういうことをやって

は、むしろいろいろな圧力のもとにやつたり、これに対するむしろ助長じやなくて妨害なんかが加えられているんです、実際は、そういう中で教員の給与だけが取り上げられて、そしてこのような給与改定がなされる。こういう点についてやはりどう考えられますか。この点はどうですか。

○政府委員(藤波季生君) 全般にわたつていろんな施設を進めていかなきやいかぬと考へておりまして、ただいま衆議院の文教委員会のほうに第4次の五カ年計画の改善の法案も御審議をお願いいたしておるわけでございます。しかし、何といましても教育は人がありでございまして、まずりっぱな先生を確保する。そして先生が落ちついて生活をする中で全力投球で教育に取り組んでいただき。そういう条件を満たすことがます何よりも大事でございまして、そういう意御審議がございまして、与野党いろいろな御審議が出てたわけござります。いろんな階層からいろんな御意見も出たわけござりますけれども、人権法が約一年間の審議を通じて最終的には与野党一致で御可決をいたしましたことは非常に教育界にとつては大きな意味があつた、こんなふうに考えておるわけでござります。

○岩間正男君 つまり、教育基本法第十条はつまみ食いされているような形になるのです。それでいいでしよう。突破口を開いて、それに全部あと合わせしていくというならないのです。ところが、財政の配置を見ればわかる、予算見れば一目りょう然たるものであります。ほかの予算とは相対的に削られている。額はふえているかもしまんが、少くとも国際的なレベルで二十五人、できますか。できなかないじやないか。そういうことをやって

して、そしていまのことだけうたい文句にしたって、そんなものは、これはしらうとは本気にするかもしませんが、長年苦しんでいた者から見れば問題にならぬですよ、こんな議論は、いまのようないい答弁を、これは文部大臣が出てくるとともに

いうことですね。

もう一つ聞きたいのだけれども、これと関連し

て憲法二十六条、「義務教育は、これを無償とする」と、こうやつてているのです。そうすれば、

どうですか、たとえばいまの学童給食の問題を見てください。それから最近の諸物価の値上げで学用品がものすごく上がっている。もう七割、八割

と上がっている。ものによっては三倍ぐらい上がっている。そして消しゴムなんかだつて、鉛筆

だつて上がっているし、消しゴムが五円も安いと子供はそこに費到するという事態が起つてい

る。三べんもラベルが張りかえられている。そのラベルを一々はがして見ているのですよ、子供

は、二回目のやつは何ぼだ、その先は何ぼだつて、これは教育的になりますか。こういう事態の

中で、当然憲法二十六条がこれは実施され、ほんとうにこの教育を憲法の精神でやられるなら、少

なくともこんな問題はないはずです。ところが、大衆負担にこれは全部転嫁しているでしよう。給

食の問題、いま非常に大きな問題になつてゐる。そういうふうな問題を並行して私はこの教員の

給与問題を取り上げるならこれは納得するところがあるというわけです。教員の、何よりも大切な人の問題だ、そんなことはわかつていますよ。だから、ちゃんと自主的なそういう教育を守る戦いをやつ

上げれば、意図が明らかだといわれることになるのですよ、これは教員の、何よりも大切な人の問題だ、そんなことはわかつていますよ。だから、ちゃんと自主的なそういう教育を守る戦いをやつ

上げれば、意図が明らかだといわれることになるのですよ、これは教員の、何よりも大切な人の問題だ、そんなことはわかつていますよ。だから、ちゃんと自主的なそういう教育を守る戦いをやつ

上げれば、意図が明らかだといわれることになるのですよ、これは教員の、何よりも大切な人の問題だ、そんなことはわかつていますよ。だから、ちゃんと自主的なそういう教育を守る戦いをやつ

上げれば、意図が明らかだといわれることになるのですよ、これは教員の、何よりも大切な人の問題だ、そんなことはわかつていますよ。だから、ちゃんと自主的なそういう教育を守る戦いをやつ

上げれば、意図が明らかだといわれることになるのですよ、これは教員の、何よりも大切な人の問題だ、そんなことはわかつていますよ。だから、ちゃんと自主的なそういう教育を守る戦いをやつ

上げれば、意図が明らかだといわれることになるのですよ、これは教員の、何よりも大切な人の問題だ、そんなことはわかつていますよ。だから、ちゃんと自主的なそういう教育を守る戦いをやつ

いて、そしていまのことだけうたい文句にしたって、そんなものは、これはしらうとは本気にするかもしませんが、私は先ほど

の安定ということをまずはかるということは決して悪いことではない。また同時に、いま御指摘の学校の給食の問題であるとか、あるいはまた学用品の現在の異常な値上がりという状態に対しても悪いことではない。また同時に、いま御指摘の

学校の給食の問題であるとか、あるいはまた学用品の現在の異常な値上がりといふ状態に対しても悪いことではない。また同時に、いま御指摘の

た教員給与の改善を一つの突破口にして、長年にわたって教育界がかかえてきているいろいろな困難な問題を、より教育を充実させ、より教育の水準を高めてまいりますためにいろいろ政治が手を打つていかなければならぬたくさんの課題にこれらは積極的に取り組んでいくということにつきました。国会で人権法を御審議をいただきました過程でたびたび大臣も言明をし、また人権法を与野党一致で御通過をいただきましたその精神を文部省をはじめとして日本の教育界全体が歓喜に受けとめている事実から考えましても最善の努力をしていくでなければいかぬ、こんなふうに考えておるわけでございまして、今後積極的に困難な課題を取り組んでいきたい、このように存じておるところでございます。

○國務大臣(小坂徳三郎君) 特別措置法に基づく教職員の給与改定それだけだとということは決してわれわれ思つておるわけではございません。いまも藤波政务次官が申し上げましたとおり、内閣としては、こうしたまず教職員の生活の安定ということを一つの大きな足場にして、長い間かかるおつた重要な問題についての対策を今後引き続き展開をしていこうというつもりでおるわけでございます。

○岩間正男君 はたしてそのように行なわれるか、努力がなされるかどうかというの、これは当然われわれは非常に大きな関心を持って見守りたいと思うのです。

もう一つお聞きしますけれども、人権法が通るとときに参議院で附帯決議を出してありますね。これは御承知だと思います。この附帯決議は、これは一体守られるかどうかという問題です。これは一応黙約のような形で、衆議院の審議あるいは文部大臣と日教組委員長との間の話し合いの中でこれに近いようなものが提出された。それがまあ成文化されていると思うのですが、読み上げるまでもないことだと思います。「高等学校、幼稚園並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部及び幼稚部の教育職員の給与についても、義務教育諸学校の

教育職員の給与改善との均衡を考慮して同時に必要な措置を講ずること。」——これは最後にいつておいた次第でござります。

○政府委員(藤波孝生君) その中で、五段階の問題につきましては、人権法の御審議をいただきましては、「どうぞ」といふ現行の給与改善の方式による。それから学校事務職員についての給与改善、これも配慮する。それから「私立学校教職員の給与の改善について、国は財政上の措置を講すこと」。

この四点が附帯決議のおもな案文になるわけですけれども、これはどうでしよう。これについて、それならこの法案が通るにあたつてどのよう

○委員長(寺本広作君) 速記をとめてください。
〔速記中止〕

○委員長(寺本広作君) 速記を起こしてください。

○政府委員(藤波孝生君) 先生御高承のように、人権法に基づいて人事院勧告が行なわれて今回の給与法の改正ということになつておりますので、

○鈴木力君 そこで、文部省にお伺いするのですが、元来教育職の給与表の(1)表を適用するというにまずこの法案の処理について項目別に伺いますから、きつととした御答弁を先にいただきたいと思ひます。

○委員長(寺本広作君) 速記を起こしてください。

○政府委員(佐藤達夫君) いまおあげになりました附帯決議の一の部分が一番大きなポイントになつておると思いますが、高等学校、幼稚園、盲

学校云々のところです。これは今回御提案申し上げております法案の中にもう処理済みでござります。それから五段階はもちろん入つております。

○政府委員(佐藤達夫君) いまおあげになりました附帯決議のほうからお答えをいただきまして、そのあと私お受けをさせていただきたいと思ひます。そのためだけは貰いていきたいと思ひます。

○鈴木力君 そこで、文部省にお伺いするのですが、元来教育職の給与表の(1)表を適用するというにまずこの法案の処理について項目別に伺いますから、きつととした御答弁を先にいただきたいと思ひます。

○政府委員(岩間英太郎君) ただいま教育職の俸給表の適用を受けないのが大体五六%でござります。私ども教育表の(1)表の適用を受けるようになります。今までいろんな機会に指導してまいつたつもりでございますが、たとえば市町村の教育長さん

の御用を受けてないのが大体五六%でござります。私ども教育表の(1)表の適用を受けるようになります。ただから教育表の(1)表の適用を受けるように努力をしてもらいたい。あるいは都道府県の人事給与主管課長会議、そういう場合におきましても私ども指導をいたしておるつもりでござりますけれども、現実問題としまして、市町村ではたとえば保育所の職員との均衡問題、あるいは吏員との均衡問題がございまして、やつとまあ四四%でござりますが、そこまで来たというふうなのが実情でござります。

○鈴木力君 私は、指導してきたのがやつとここ

につきましては、教育職俸給表(1)表の備考欄に書いてございますように、幼稚園についてもこれは適用になるというものが国のほうのたてまえでござります。それから地方のほうの問題につきましては、いま鈴木委員さんが言わされましたような状況に地方がなつてるので、そのとおりでございます。したがつて、今回の措置をどういうふうになさるかという問題はあるだらうと思つております。

それから幼稚園の問題、もう一つの問題につきましては、そのような問題もやはり一つの課題となつて、いま検討されている材料の中に入つてゐるというふうに申し上げざるを得ないと思ひます。

まで来たということの御答弁で、いままでとにかく指導はしたけれども実施されなかつた。これはほんとうは保育所と混同したようだ、これは私もそういう実情があることは知つております。しかし、文部省の指導は、これは次官に——ほんとうは大臣に聞いてもらいたいことなんですが、責任を持つてください。大臣だと思つて申し上げますが、責任を持つてください。文部省の指導といふのは、さつき岩間氏も言つたけれども、つまりことに指導が強力であつて、大事なことはさっぱりほんとうの指導といふのは行なわれていないのです。もしもこれを今までに文部省が本気になつて指導しておったらこんなはずはないわけなんです。そうでしょ。う。そうして人権法をあんなに苦労してつくつて、やつといまこの給与法が通つても、幼稚園の教育では五五%が適用にならない状態にいま置かれている。しかも調整額につきましては四年前でしょ、四年前すでに人事院總裁も勧告するといふような積極的な意欲を示している。ところが、実態は教育職員の給与表を適用していかないがためにこれも実現していない。職員に大きな損害を与えていたのは私は文部省の指導が弱いからだと思う。何か統一行動をやつたのを处分せよなんというときは、ばかりに徹底をする指導をしておつて、そして本来あるべきものを適用させて教育職員を少しでも待遇を改善しようというときには熱意がない。どうですか。これは次官に率直に所感を承ります。

○鈴木力君 あるんじゃないかな、現に。○政府委員(藤波先生君) 月日をかけて指導して、どういう問題が徹底をしないというようなことはないと思つておりますが……。

○鈴木力君 これはもうこれでやめますけれど

きておるわけでございますが、いまだに実現をしていないことは非常に残念だと思います。強い指導をして先生の御期待にこたえていきたいと思つております。

も、次官、これは責任をもつて、この法典が施行と同時に直ちに切りかえできるというぐらいまで——もちろんこの三月中にはできないだろう。しかし、これはもうほんとうに決意を持つてやらないと簡単にはいかない問題ですよ。これはぜひいまの御答弁で責任を持つていただきたい。同時に、幼稚園の職員でことしの三月退職になる職員は、これは文部省と行政を相當に恨んでやめていく。この気持ちをあなたたちは忘れないようにしていただきたい。行政といふものはそんな役的なことで今までのようやつておつた恨まれる部分が出てくるんです。そういうことで痛い経験をしたという気持ちをこれは大臣にもせきちりと伝えていただきたい。

その次は事務職員の問題です。さつき總裁は、任用配置、処遇について配慮を要する。これも次官、これ、聞いていただきたい。總裁のさつきの私の質問に対する御答弁は、国立学校のほうはそれほど問題がない、公立学校に問題があると、その実情を私もよく知っているつもりです。その公立学校の事務職員に問題があるというところにやつぱりこの事務職員というものに対する文部省の考え方があつても私は理解できないんです。まず第一には、学校教育法に「置かなければならぬ」ということを、事務職員及び——これは養護教員もそうですよ。あとで申し上げますけれどもね。事務職員としても、養護教員にしても、政府みずからが法律に「置かなければならぬ」ときめておいて、しかもあとのほうには逃げ道はつくつてますわ、当分の間と。当分の間といふのは文部省用語は何十年だ。何十年までが文部省では当分の間といふ日本語を使うのか、それをひとつ私はきょう聞きたい。「置かなければならぬ」といつて置いていない。それはどういうわけなのか。そんな根性だから事務職員の任用、配置、処遇について配慮すべきであるという報告を受けられるんですよ。まず、私のいま聞いたことについての御答弁をいただきたい。

○政府委員(藤波先生君) 今日の学校教育あるいは学校行政を進めてまいります中で、いま先生が御指摘になりました事務職員、養護教員が非常に最大限度であろうというふうに考えております。それから法律の規定から申しまして、やはり養護教諭と事務職員どちらが先かと申しますと、法律の規定の上では、先生が御指摘になります。非常に大事なお仕事であり、その仕事の評価につきましては、文部省はこうももうそれだけであります。非常に大事なお仕事であります。たしかに、これはもうほんとうに決意を持つてやられておりまます。非常に大事なお仕事であり、その仕事の評価をしておるわけでございます。ただ、当分の間といふのはいつまでかということにつきましては、十分各方面の御理解を得ながら進めていかなければならぬことでございますので、文部省がいつまでにと言つて、それで徹底をさせたいなどにもいきませんので時間がかかるかもしれません。ささらに強いて指導をしていくことにいたしたいと、こんなふうに考えておるわけでござります。一挙にというお話をききますけれども、

○政府委員(藤波先生君) 今日は先生御指摘いたしましたように、事務職員は現在学校数の五四%、それから養護教諭が五二%といふ状態でござりますが、このたび提出をいたしました定数法案におきましては、いずれも七五%まで引き上げることであります。一挙にといふような改善をはかつておるわけでござります。一挙にといふような改善をはかつておるわけでござりますけれども、

○政府委員(藤波先生君) たゞいま先生御指摘いたしましたように、事務職員は現在学校数の五四%、それから養護教諭が五二%といふ状態でござりますが、このたび提出をいたしました定数法案におきましては、おおむね七五%といふ数字にしかならないかと思います。一挙にといふような改善をはかつておるわけでござりますけれども、

○政府委員(岩間英太郎君) たゞいま先生御指摘いたしましたように、事務職員は現在学校数の五四%、それから養護教諭が五二%といふ状態でござりますが、このたび提出をいたしました定数法案におきましては、おおむね七五%といふ数字にしかならないかと思います。一挙にといふような改善をはかつておるわけでござりますけれども、

○鈴木力君 そう、そう言わなければいかぬ、言わなければならないうちに。

○政府委員(藤波先生君) この給与の改善を中心いたしまして、先ほど岩間先生から御指摘ありましたように、非常に広範な教育行政のいろいろな困難な問題をこれから乗り越えていかなければならぬ、解決をしていかなければならぬ。その中の一つに、先生の学校の中でのいろいろ繁雑な仕事をできる限り整理をして教育の仕事に一〇〇%を取組んでいたぐためにも事務職員を配置に近いところまでぜひ持つていかぬことはその期待にこたえられないというふうに考えております。ただ、今日の改正ではそういうことにとどまつておりますが、なるべく早い機会に全校配置になるようさらに努力をいたしてまいりたいと、このように考えております。

○鈴木力君 同時に私は、この給与に關係して、これは文部省に調べてもらいました。事務職員は教育職員でないから、要するにこの法案の趣旨は、教育職員は免許職ですから、免許職という立場で優遇をしようというこの考え方の筋は私はわからぬわけではない。ただ、事務職員を優遇せよという理由の中に、もちろん一つは学校という職場の中にいるということが一つです。勤務の環境が、生徒は事務の先生と呼んでいます。事務の先生と呼ばれるに値する待遇ということはこれまたある。もう一つは行政職であるという考え方。理屈の上ではそのとおりなんです。しかし、学校の事務職員になつた行政職は、県庁の職員がなるよう、係長になり、あるいは課長補佐になり、課長になり、そういう昇給の機会といふのはないんです。小さい学校には一人、いつまでつても課長でもないんですね。だから、たとえば同じ短大卒で、文部省に調べてもらつた、そうしましたら、現在最高の四等級までやれども、いうことになつているけれども、四等級を適用しているところはございません。五等級が大部分だ、小中学校の事務職員の人は、最高になります

と、短大卒で二十五年五ヵ月の勤務ですと十二万七千六百円になる。ところが県庁の職員になりますと、これももつともっと上に行く人があるんだけれども、中級職で国の四等級適用の五ヵ年ですね、課長補佐どまりのところの人でも十三万七千七百円。その差が一万円になつた。そういう職場の実態というものをおこう考えてみたところで、事務職員の給与というものを改善しなければこれだけないと思うんですね。それは必置制さえや

ろうとしたしないんだからなかなか待遇改善ではとうとうよくなれないか待機改善ではとうとうよくなれない、そんなことではとてもしゃないが事務職員が学校という職場で業務を自分がしょってといふ気持ちにならない。これはもう多くはあまり申し上げません。これは人事院の給与局長にも申し上げたい。そういう立場で事務職員の給与体系というものがどうあるべきかということを早急にひとつ御検討いただきたいと思う。これはまあ国立学校が直接の担当だと言いますけれども、公立学校は別だという気持ちを持つてないというさつきの総裁の御答弁もありました。十分に御検討いただきたい。それから文部省も積極的に事務職員の給与改善について直ちに着手をするといふくらいの御答弁をひとつここでやつておいていただきたい、こう思います。

○政府委員(藤波先生君) 人権法の御審議の中に、もともと事務職員の待遇の問題が話題に出たわけだと思います。また、人権法に基づいて人事院勧告が行なわれるまでの間にも各方面から、特に職員団体などからも事務職員をどうしてほおつておくれのかと、これを文部省としても強く人事院にお願いをすべきではないかといったようなお話を承らせていただきました。ただ、先生御指摘のようにたびたび事務職員の待遇について直ちにでも着手をすると、さきの如きの御答弁をひととこでやつておいていただきたい、こう思っています。

○鈴木力君 これは私の意見として申し上げておきますが、少なくとも一般の行政職と比べてみて、ということは、これは私は学校という職場が、あとで文部省の次官に申し上げたいことなんですが、基本的に言って、皆さんの頭の中には官が民より上だという思想がまだある、意識の中に。だから、学校の事務職員は四等級どまり、一般的行政職は三等級でも二等級でも道を開いてある。行政職は三等級でも二等級でも道を開いてある。これが同じ立場からいってもつしても、なぜ学校生活の中でそのお一人として事務職員が占めておられますお仕事の重要性というもの、また特に子供たちから見て事務職員の先生というのとは別に

区別があるわけではありません。そういう実情等も考えまして、かねて文部省から通達も発しまして、事務職員の待遇の改善につきましては十分留意をしてもらうようにお願いをいたしてきておりますところでございますけれども、さらに今回の給与表の改正を契機に一そろその趣旨の徹底をはかりまして、事務職員の待遇の改善に努力をいたしますようにこの機会に御答弁申し上げておきたいたいと存じます。

○政府委員(茨木広君) 事務職員の問題につきま

しては、今回の教員の措置に伴いまして、学校の中でございますとすぐわきおります関係上たいたへん強く出たわけでございますが、この問題は、同時に他の一般事務職員のほうの問題ともいろいろ関係がございまして、したがつて、全般的にはやはり先ほどから話題に出しております総合格差の比較方式の検討の問題とも関連いたします。事務職員の問題は検討をしなきやならぬ問題だと思っております。それと、学校の事務職員については、一般の事務職員とまた異なるいろんな事情があるというような問題につきまして、先般事務職員についていろいろ記述されました約一〇〇ページばかりの資料等も読ませていただきたいと思つております。

○鈴木力君 これは私の意見として申し上げておきますが、少なくとも一般の行政職と比べてみて、ということは、これは私は学校という職場が、あとで文部省の次官に申し上げたいことなんですが、基本的には皆さんの頭の中には官が民より上だという思想がまだある、意識の中に。だから、学校の事務職員は四等級どまり、一般的行政職は三等級でも二等級でも道を開いてある。行政職は三等級でも二等級でも道を開いてある。これが同じ立場からいってもつしても、なぜ学校の職員は四等級、五等級どまりにしなければいけないのか。行政職という立場からいってもつともつとありますお仕事の重要性というの、また特に上がつていく道を開いてもいいのですよ。学校に

いう者を何も頭を切る必要がないじゃない。そういう立場からひとつ御検討いただきたいということなんです。現在あるのを頭を打つていると、すでに三等級の伸びが一万三千円も違つておるんですからね。そういう格差が出ているんですから、現に。そういう面からの検討ということもぜひひとつやつていただきたい。これはもう要望にしておきます。

それから文部省の次官に伺いますが、文部大臣の、これはいつか新聞を見たことなんですねけれども、教頭を一等級に格づけをするという通達を出すということを記者会見でおっしゃつて、いらっしゃるのですね。これはいつか出されるつもりなのか、それから出そうとなさる意図はどういう意図なんですか伺いたい。

○政府委員(藤波孝生君) 昭和三十二年ころに一度いま先生御指摘の通達を出したことがござります。ごくわずかの県でそういった運びになつておるところもございますが、今日の段階で特にいま通達を出すことは文部省としては考えておりません。

○鈴木力君 そうすると、大臣の言つたのは、ひとりでかつてに言つたので、大臣代理の次官は、そんなことはない、こうおっしゃるんですね。

○政府委員(藤波孝生君) 三十二年に一回通達の出ておることでございますから、その間にたびたかういろんな考え方が出たり入ったりしたことは事実でござります。しかし、各方面のいろいろ御指導もございまして、今日ではそんな通達を出することは考えておりませんということをお答えいたしました。

○鈴木力君 これは大臣にほんとは聞かないと——いまの次官の御答弁でそのとおりだとは思いますが、これもまた大臣にもはつきりそう言つてもらいたい。どういう意図でああいうことを言つたのかどうしても理解ができない。

それからさつき次官が、給与について人事院の勧告を待つてといふ、そういう筋は通したいとということをおっしゃった。いまの制度上からいう

と、私は次官のさつきの御答弁はそういう御答弁になると思います。ところが、教頭については、これは出すつもりないとおっしゃつたからいんですか。私どもの知つてゐる仲間の教師からの出されたのは、国立学校の特に付属小学校、付属中学校などでは校長というのは大学の教授でその人事院が国立学校の教頭を一等級にしようと言つておられたのは、国立学校の特に付属小学校、付属中学校にはいいんだと、教頭であるけれども事実上は校長の職務をやつてゐるから一等級にやれ、こういうことなんです。ところが、そのところを三十二年に通達を出したかどうかというと、これは私のほうから申し上げておきます。

それで、あと時間があまり長くなると恐縮です。ごくわずかの県でそういった運びになつておるところもございますが、今日の段階で特にいま通達を出すことは文部省としては考えておりません。

○鈴木力君 そうすると、大臣の言つたのは、ひとりでかつてに言つたので、大臣代理の次官は、そんなことはない、こうおっしゃるんですね。

○政府委員(藤波孝生君) 三十二年に一回通達の出ておることでござりますから、その間にたびたかういろんな考え方が出たり入ったりしたことは事実でござります。しかし、各方面のいろいろ御指導もございまして、今日ではそんな通達を出することは考えておりませんということをお答えいたしました。

○鈴木力君 これは大臣にほんとは聞かないと——いまの次官の御答弁でそのとおりだとは思いますが、これもまた大臣にもはつきりそう言つてもらいたい。どういう意図でああいうことを言つたのかどうしても理解ができない。

それからさつき次官が、給与について人事院の勧告を待つてといふ、そういう筋は通したいとということをおっしゃった。いまの制度上からいう

る。その次に理科室へ行って理科実験をやる。その理科実験の準備にどれだけの時間を要すると思ひますか。私どもの知つてゐる仲間の教師からの報告によると、化学実験の場合には最低二十分かかるそうですよ、試品を扱うから。子供にやらしでもそれほども、一言聞いておいていただきたい。人事院が国立学校の教頭を一等級にしようと言つておられたのは、国立学校の特に付属小学校、付属中学校などでは校長というのは大学の教授でその人事院が国立学校の教頭を一等級にしようと言つておられたのは、国立学校の特に付属小学校、付属中学校にはいいんだと、教頭であるけれども事実上は校長の職務をやつてゐるから一等級にやれ、こういうことなんです。そこは、そのところを三十二年に通達を出したかどうかというと、これは私のほうから申し上げておきました。

それで、あと時間があまり長くなると恐縮です。ごくわずかの県でそういった運びになつておるところもございますが、今日の段階で特にいま通達を出すことは文部省としては考えておりません。

○鈴木力君 そうすると、大臣の言つたのは、ひとりでかつてに言つたので、大臣代理の次官は、そんなことはない、こうおっしゃるんですね。

○政府委員(藤波孝生君) 三十二年に一回通達の出ておることでござりますから、その間にたびたかういろんな考え方が出たり入ったりしたことは事実でござります。しかし、各方面のいろいろ御指導もございまして、今日ではそんな通達を出することは考えておりませんということをお答えいたしました。

○鈴木力君 これは大臣にほんとは聞かないと——いまの次官の御答弁でそのとおりだとは思いますが、これもまた大臣にもはつきりそう言つてもらいたい。どういう意図でああいうことを言つたのかどうしても理解ができない。

それからさつき次官が、給与について人事院の勧告を待つてといふ、そういう筋は通したいと

わかる。能力があるなしは別として、いまの小学校の教育課程に基づいて授業をする場合に、たとえば一校時目に算数なり国語なりの授業をや

る。その次に理科室へ行って理科実験をやる。その理科実験の準備にどれだけの時間を要すると思ひますか。私どもの知つてゐる仲間の教師からの報告によると、化学実験の場合には最低二十分かかるそうですよ、試品を扱うから。子供にやらしでもそれほども、一言聞いておいていただきたい。人事院が国立学校の教頭を一等級にしようと言つておられたのは、国立学校の特に付属小学校、付属中学校などでは校長というのは大学の教授でその人事院が国立学校の教頭を一等級にしようと言つておられたのは、国立学校の特に付属小学校、付属中学校にはいいんだと、教頭であるけれども事実上は校長の職務をやつてゐるから一等級にやれ、こういうことなんです。そこは、そのところを三十二年に通達を出したかどうかというと、これは私のほうから申し上げておきました。

それで、あと時間があまり長くなると恐縮です。ごくわずかの県でそういった運びになつておるところもございますが、今日の段階で特にいま通達を出すことは文部省としては考えておりません。

○鈴木力君 そうすると、大臣の言つたのは、ひとりでかつてに言つたので、大臣代理の次官は、そんなことはない、こうおっしゃるんですね。

○政府委員(藤波孝生君) 三十二年に一回通達の出ておることでござりますから、その間にたびたかういろんな考え方が出たり入ったりしたことは事実でござります。しかし、各方面のいろいろ御指導もございまして、今日ではそんな通達を出することは考えておりませんということをお答えいたしました。

○鈴木力君 これは大臣にほんとは聞かないと——いまの次官の御答弁でそのとおりだとは思いますが、これもまた大臣にもはつきりそう言つてもらいたい。どういう意図でああいうことを言つたのかどうしても理解ができない。

それからさつき次官が、給与について人事院の勧告を待つてといふ、そういう筋は通したいと

わかる。能力があるなしは別として、いまの小学校の教育課程に基づいて授業をする場合に、たとえば一校時目に算数なり国語なりの授業をや

る。その次に理科室へ行って理科実験をやる。その理科実験の準備にどれだけの時間を要すると思ひますか。私どもの知つてゐる仲間の教師からの報告によると、化学実験の場合には最低二十分かかるそうですよ、試品を扱うから。子供にやらしでもそれほども、一言聞いておいていただきたい。人事院が国立学校の教頭を一等級にしようと言つておられたのは、国立学校の特に付属小学校、付属中学校などでは校長というのは大学の教授でその人事院が国立学校の教頭を一等級にしようと言つておられたのは、国立学校の特に付属小学校、付属中学校にはいいんだと、教頭であるけれども事実上は校長の職務をやつてゐるから一等級にやれ、こういうことなんです。そこは、そのところを三十二年に通達を出したかどうかというと、これは私のほうから申し上げておきました。

それで、あと時間があまり長くなると恐縮です。ごくわずかの県でそういった運びになつておるところもございますが、今日の段階で特にいま通達を出すことは文部省としては考えておりません。

○鈴木力君 そうすると、大臣の言つたのは、ひとりでかつてに言つたので、大臣代理の次官は、そんなことはない、こうおっしゃるんですね。

○政府委員(藤波孝生君) 三十二年に一回通達の出ておることでござりますから、その間にたびたかういろんな考え方が出たり入ったりしたことは事実でござります。しかし、各方面のいろいろ御指導もございまして、今日ではそんな通達を出することは考えておりませんということをお答えいたしました。

○鈴木力君 これは大臣にほんとは聞かないと——いまの次官の御答弁でそのとおりだとは思いますが、これもまた大臣にもはつきりそう言つてもらいたい。どういう意図でああいうことを言つたのかどうしても理解ができない。

それからさつき次官が、給与について人事院の勧告を待つてといふ、そういう筋は通したいと

校長がなつて、そこで教師の中の中心になり、リーダーにならなければいけない。ところが、文部省の校長講習なんかのあれを見ても、なるほどと思うような教育の生き生きとする講習はほとんどない。学校教育法何条によって職場を離れるときにはどういう扱いをする、どういう書式の手続の書類をとるかとか、そんなことばかりやってい

るんです。だから、校長というのは教育的には魅力のない存在になってしまっている。これじゃ教師が校長を中心にして教育をやろうという気持ちにならぬ。こういう面は私はほんとうに再検討してもらいたい。

それからもう一つの面は人事管理です。人事異動です。これはもうやむを得ない事情がありますから、私はだれもが満足するような人事異動をやれなどということは言いませんよ。しかし、あまりにも機械的に人事異動が多過ぎるために最近教員のその学校にいる年数というのはきわめて短くなっている。校長さんなんか二年か三年でもうばんばん動いているでしょう。やっぱり学校長が自発的に、主体的に、ほんとうにその教育に根をはやそうとするには二年や三年、いや本物にならぬですよ。ところが、機械的にその校を何年とかやって動かしている。教員も動かしておる。そして私の県と言えば岩手県ですけれども、過疎地域があるのですから、これは非常にむずかしい条件にあるけれども、二〇%以上の教員が夫婦別居させられているんです。まあこれもしかたない事情があるから一ぺんなくせとは言わないけれども、そういう場合にはもつと思いやりのある人事異動というやり方があるはずだ。そういうことによつて、教師になつてよかつたという、行政と教育といふものが一体になれるその道を皆さんが検討していかないと人材確保にはつながらないと思うのですね。

私は、そういう問題はひとつ意見としてきょう申し上げて、あとで御異論があれば御反論もちょうだいしたいと思いますが、これは私は真剣な問題だと思いますね。管理職がどうしたと

か、教員が職場で職場会議を開いたとか、そんな議論をしているところに教育を破壊する問題があるんです。学校教育法何条によって職場を離れるところをつくるためにはもちろん行政だけでやれるところではない立場で、そういう中で教師のほんとうの自主的な研究活動というものを保証していく必要があります。教師に納得のできるような行政があるときにそれが出てくると思います。そういう意味で、この法律で教師の待遇をよくするという場をつくるためにはもちろん行政だけでやれるところをつくるためにはもちろん行政だけでもやれるとは思いません。教師に納得のできるような行政があるときには私はよくわかります。わかるが、さつき岩間委員も指摘したように、月給を上げたから今度はというようなことであつては、しかももさつき言った懲護教諭なりあるいは事務職員なり、みずから法律に書いたことをこれを三十年近くもほつておく、こんなようなことで他との関係でなどと言っているんじやもう文部省に情熱がないんです。そうしたものを排除してもやつていいという情熱がほとばるときに先生たちも情熱ある教育が出てくると思うのです。そういう行政に積極的にひとつ切りかえていただきたい。

要望申し上げて質問を終わります。

○委員長(寺本広作君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、田中茂徳君が委員を辞任され、その補欠として高橋雄之助君が選任されました。

○宮崎正義君 先ほど途中で肝心なところで質問を中断しちゃったんですが、その続きをお伺いをしたいと思います。

行政職と教育職との小中高校長等の俸給の対比、それについて先ほど質問をしていましたが、総裁は、総裁の答弁の中で、校長は行政の課長補佐といふふうなこともいわれておるというそ

場の上から考えてみますと疑問が相当あるわけです。この点について、局長のほうから先ほどの総裁の補足をひとつしてください。

○政府委員(茨木広君) 行政職と教育職とを比較いたしますにあたりまして、前提として申し上げたいと思います。

まず、この法律で教師の待遇をよくするという意味で、この法律で教師の待遇をよくするという意味で一つの職名が一等級というふうになつておるわけでございます。行政のほうは御案内のように校長職が一つの等級、それからその他のお教諭の方が一つの等級、それから助教諭の等級、そういうことで一つの職名が一等級というふうになつておるわけでございます。行政のほうは御案内のように一から八等級までございまして、だんだんだんだん上がりしていく。その間にそれぞれ相当の競争がございまして選抜をされていく。こういう関係にございますものですから、基本的に直ちにどれどれどちら対応するということを比較するということは、率直に申しますと適してあるかどうかと

いうのは多少問題があるのではないかと思ひますけれども、しかし、一応どの程度のところを満たしておるかというようなところで申し上げさせていただきたいと思っております。現在まで日本において行なわれておりました行政と大体教員との対応で見ますと、これが欧米等の国と比べましても、大体似たようなやはり課長クラスの二分の一とかないし課長相当のところに校長を当てる比較でおる、その他の方はその下の補佐ないし係長のところと比較しておるというところがその到達点の比較であったようでございます。

今回は、従来の扱い方と比較しながら申し上げますが、初任給のところでいきますといふと、これもどこと比較するかといふのはたいてんむずかしいところだと思いますが、一応大学出の試験採用のところの上級乙の層が一般のほうでございますが、そのほかの中級その他にも大学出はまじつておりますけれども、一般的には上級乙でござります。これと比較いたしますと、従来でございますと、大学卒で二号プラス三百円であります。これが三号プラス一千二百円高、一五・一%高程度の

そこにいくわけでございます。今回はそれを一つ上げまして、行政職三等級に対しましてさらに二号俸程度上回る水準というようなところでござりますから、地方に行きますといふと県庁及び教育委員会の課長相当のところに比較いたしておるわけでございます。

それから高等学校のほうでございますが、初任給は先ほど申し上げましたものと同じ扱いでござります。それから教諭のほうの関係でございますが、二等級のところは行(一)の四等級と同程度のものであつたのを、今回は一つ上の三等級といふのであったのを、二等級の中間程度の水準でございましいうなところで、それを上回るというようなところまで入れるというふうにしてございます。それから校長のほうの二等級のところは、従来は行政職の二等級と三等級の中間程度の水準でございましたわけですが、今回は行政職一等級と二等級と同程度の水準というようなところにいたしたわけでございます。二等級といいますというと國では課長でございますけれども、県庁にこれをおろしまりますと、県の部長ないしは教育委員会の教育長ないし次長というようなところがそういうふうな等級に当たつてくるというようなところになるわけでございます。それから國のいろいろ出先機関の長がございますが、そういうようなところも大体似たようなところに一切してくるわけでございます。そんな関係がございますので、國のほうの段階でながめました場合と、これを地方におろしましてながめました場合と、たいへんこの比較の関係を感じてしまつては違つてくるわけでございます。

今回のものは第一次の改善ということになつておるわけでございますが、今後この上のはうをどの程度どうしていくかということはやはり問題としては残つておるだらうと思います。それからこれを一律に上げていくのかどうかというような点もたいへん問題でございますし、今後よく検討しないかぬだらうと、こんなふうに考えつづけのものを出した次第でございます。

○宮崎正義君 御答弁の中に、初任給の例をとつてお話をなさいましたけれど、この初任給につきましても、いつの時点で、大体水準というものをますから、地方に行きますといふと県庁及び教育委員会の課長相当のところに比較いたしておるわけでございます。

それから高等学校のほうでございますが、初任給は先ほど申し上げましたものと同じ扱いでござります。それから教諭のほうの関係でございますが、二等級のところは行(一)の四等級と同程度のものであつたのを、今回は一つ上の三等級といふのであったのを、二等級の中間程度の水準でございましいうなところで、それを上回るというようなところまで入れるというふうにしてございます。それから校長のほうの二等級のところは、従来は行政職の二等級と三等級の中間程度の水準でございましたわけですが、今回は行政職一等級と二等級と同程度の水準というようなところにいたしたわけでございます。二等級といいますというと國では課長でございますけれども、県庁にこれをおろしまりますと、県の部長ないしは教育委員会の教育長ないし次長というようなところがそういうふうな等級に当たつてくるというようなところになると、その部長ないしは教育委員会の教育長ないし次長といふようなところがそ

うで、國のほうの段階でながめました場合と、これを地方におろしましてながめました場合と、たいへんこの比較の関係を感じてしまつては違つてくるわけでございます。

○宮崎正義君 御答弁の中に、初任給の例をとつてお話をなさいましたけれど、この初任給につきましても、いつの時点で、大体水準というものをますから、地方に行きますといふと県庁及び教育委員会の課長相当のところに比較いたしておるわけでございます。

それから高等学校のほうでございますが、初任給は先ほど申し上げましたものと同じ扱いでござります。それから教諭のほうの関係でございますが、二等級のところは行(一)の四等級と同程度の水準でございましいうなところで、それを上回るというようなところまで入れるというふうにしてございます。それから校長のほうの二等級のところは、従来は行政職の二等級と三等級の中間程度の水準でございましたわけですが、今回は行政職一等級と二等級と同程度の水準というようなところにいたしたわけでございます。二等級といいますというと國では課長でございますけれども、県庁にこれをおろしまりますと、県の部長ないしは教育委員会の教育長ないし次長といふようなところがそ

うで、國のほうの段階でながめました場合と、これを地方におろしましてながめました場合と、たいへんこの比較の関係を感じてしまつては違つてくるわけでございます。

○宮崎正義君 御答弁の中に、初任給の例をとつてお話をなさいましたけれど、この初任給につきましても、いつの時点で、大体水準というものをますから、地方に行きますといふと県庁及び教育委員会の課長相当のところに比較いたしておるわけでございます。

それから高等学校のほうでございますが、初任給は先ほど申し上げましたものと同じ扱いでござります。それから教諭のほうの関係でございますが、二等級のところは行(一)の四等級と同程度の水準でございましいうなところで、それを上回るというようなところまで入れるというふうにしてございます。それから校長のほうの二等級のところは、従来は行政職の二等級と三等級の中間程度の水準でございましたわけですが、今回は行政職一等級と二等級と同程度の水準というようなところにいたしたわけでございます。二等級といいますというと國では課長でございますけれども、県庁にこれをおろしまりますと、県の部長ないしは教育委員会の教育長ないし次長といふようなところがそ

うで、國のほうの段階でながめました場合と、これを地方におろしましてながめました場合と、たいへんこの比較の関係を感じてしまつては違つてくるわけでございます。

○宮崎正義君 御答弁の中に、初任給の例をとつてお話をなさいましたけれど、この初任給につきましても、いつの時点で、大体水準というものをますから、地方に行きますといふと県庁及び教育委員会の課長相当のところに比較いたしておるわけでございます。

それから高等学校のほうでございますが、初任給は先ほど申し上げましたものと同じ扱いでござります。それから教諭のほうの関係でございますが、二等級のところは行(一)の四等級と同程度の水準でございましいうなところで、それを上回るというようなところまで入れるというふうにしてございます。それから校長のほうの二等級のところは、従来は行政職の二等級と三等級の中間程度の水準でございましたわけですが、今回は行政職一等級と二等級と同程度の水準というようなところにいたしたわけでございます。二等級といいますというと國では課長でございますけれども、県庁にこれをおろしまりますと、県の部長ないしは教育委員会の教育長ないし次長といふようなところがそ

うで、國のほうの段階でながめました場合と、これを地方におろしましてながめました場合と、たいへんこの比較の関係を感じてしまつては違つてくるわけでございます。

○宮崎正義君 御答弁の中に、初任給の例をとつてお話をなさいましたけれど、この初任給につきましても、いつの時点で、大体水準というものをますから、地方に行きますといふと県庁及び教育委員会の課長相当のところに比較いたしておるわけでございます。

それから高等学校のほうでございますが、初任給は先ほど申し上げましたものと同じ扱いでござります。それから教諭のほうの関係でございますが、二等級のところは行(一)の四等級と同程度の水準でございましいうなところで、それを上回るというようなところまで入れるというふうにしてございます。それから校長のほうの二等級のところは、従来は行政職の二等級と三等級の中間程度の水準でございましたわけですが、今回は行政職一等級と二等級と同程度の水準というようなところにいたしたわけでございます。二等級といいますというと國では課長でございますけれども、県庁にこれをおろしまりますと、県の部長ないしは教育委員会の教育長ないし次長といふようなところがそ

たものを今後どうやつてしていくかということについてはまだ結論を得ておりませんが、夏までに間にそれを詰めてまいりたいと、そういうふうに考えております。そういたしますといふうに考えております。等はたいへんそういうことを強く言つておるわけ等はござりますが、従来食われておったものを本来の姿に返していただきたい、こういう要望が熾烈にござります。そういうものなどのようにふうに本来の姿に戻していくのか、こういうことにやはり真剣に取つ組んでいかなければならぬ問題がまた緊急の課題としてござります。

それから従来の公安とか税職種等につきましては、行政職を基準にいたしまして一〇%程度の、平均でござりますけれども、等級によつて、若い等級のはうは高く、上のほうにいくに従つて順次収斂されるというような方式でございます。で、上のほうは順次一般行政職と一緒に取り扱いのほうに入つてきますから、そういう方式をとつておるわけでござりますから、そういうものにつきましては行政職(一)を基準に大体その水準差というようなものを考えていく。そういういたしますといふと、先ほど申し上げましたようなことで、総合格差は正というようなことで行政職のほうの本来の姿があらわれてまいりますといふと、それはね返りがおのずからそれらの俸給表にも及んでまいります。そんなことでそれが俸給表の水準を較するところもござりますし、それぞれの合格者と比較するところもござりますし、それぞれのその職種の採用の大宗が高卒であるのか、短大卒であるのか、大学卒であるのかというふうなことを踏まえながら比較していくというふうなことがあります。で、職種によりまして、行政のほうを基準に申し上げますといふと、初級試験合格者と比較するところもござりますし、それから中級試験合格者と比較するところもござりますし、それぞれどちらかろうか、こう思うわけですが、その点についてどうですか。

○政府委員(茨木広君) 先ほどの教育の関係は主として大学卒の方が大宗でございますので、そこで乙」というものと比較をしてまいつたわけでございます。で、職種によりまして、行政のほうを基準に申し上げますといふと、初級試験合格者と比較するところもござりますし、それから中級試験合格者と比較するところもござりますし、それぞれどちらかろうか、こう思うわけですが、その点についてどうですか。

○政府委員(茨木広君) これは標準職務表でござりますから中心的なものを書いておるわけでございますが、全般的には何年か一ぺんにやはり運用と実態との関係をよく検討しまして、改正をすべき段階が来ますと改正を行なつておる経緯が過去にもござります。課長のところは、一等級のところは、この表自体にも「本省の特に重要な業務を所掌する課の長」というものは「一等級」といふふうにここにもすばりと書いてあるわけでござります。したがつて、運用も大体違つておらないだらうといふふうに考えておる次第でござります。課長のところはやや最近若干の者が、いわゆる終戦後入りました者がずっと上がつてしまつたところがございまして、二等級の中に一部出ているところがござります。重要な課長に準ずるような職務をやつておるというようなところが、そういうものがござります。しかし、全般的にはいま内部

でいきますと相当のバランスがくずれているんですね。ですから、こういう面の是正といふものを見ているわけですが、こういうふうな、ずっと見ていく場合の考え方の——いま私はこの一つの資料を見ての考え方としていくのか、各職の実態というものの面から、ひとつこの面については、公安職に対する行政職は今度はどうしていくんだとかとお伺いしたいのですが、御答弁を願いたいと思うんですがね。

○宮崎正義君 管区部長の問題なんかは明らかに譲りまして、先ほど大臣のおられたときに私一・六、いまお話しありました行政職を基準にしておるわけですが、乙の面を一〇〇としました場合の考え方の——いま私はこの一つの資料を見ての考え方としていくのか、各職の実態といふの立場にあるというような御答弁がありました。そうしますと、この別表第一を見てみると、現実の姿とだいぶん違つておるのがありますね。先ほど申し上げましたように、課長さんが約千五百名いて、それで一等級の人がすでに三割弱あるという、そいつた面から見まして、標準職務表といふのだから、標準だから、この中の内部の標準的な職務といふ内容が1、2、3、4とあるけれども、その内容の訂正はする必要はない、それから二等級の、たとえばこれは課長補佐が六名から七名はこの中に入つていているということなんですが、こういうような面から見ていつてもこの標準職務表といふものの内容を変えていくことが妥当じゃなかろうか、こう思うわけですが、その点についてどうですか。

○政府委員(茨木広君) いま御指摘になられました管区のほうの部長の問題でございますが、これは昨年の給与勧告の際に触れてございまして、税務職でござりますとか、公安職でございますとか、そういうようなものについて一等級にいうところを改正をいたしたわけでござります。またお手元に、あれにはそれが登載されてないんだけれども、昨年の勧告におありますことを改正をいたしたわけでござります。まだお手元に、あれにはそれが登載されてないんだけれども、昨年の勧告におありますことを改正をいたしたわけでござります。またお手元に、あれにはそれが登載されてないんだけれども、昨年の勧告におありますことを改正をいたしたわけでござります。まだお手元に、あれにはそれが登載されてないんだけれども、昨年の勧告におありますことを改正をいたしたわけでござります。

○宮崎正義君 いずれにしましても、現実と合わない面がだいぶんあるわけです。一応いま答弁のありましたものを了とはいたしましたけれども、さういうふうに考えておる次第でござります。課長補佐のところはやや最近若干の者が、いわゆる終戦後入りました者がずっと上がつてしまつたところがございまして、二等級の中に一部出しているところがござります。重要な課長に準ずるような職務をやつておるというようなところが、そういうものがござります。しかし、全般的にはいま内部

私は要請したいと思います。この点よろしくお願ひします。

最後にお伺いしたいのですが、いずれにしましても、先ほど来からいろいろ論議されておりますが、総合格差方式とということについてもまだ私問題を残しておりますけれども、時間の関係で質問を省略しますけれども、この点もひとつ明確にしていかなければ給与改定というものの行き方に疑義が生じてくるのじやないかというように思うわけですが、この点を一度念を押しておいて私の質問を終えたいと思います。

○委員長(寺本広作君) 人事院に申し上げます。

ただいま宮崎委員から要求のありました本省管区の課長級、補佐級の等級別実情を資料として当委員会に御提出願います。

○政府委員(茨木広作君) ただいま委員長からお求めのございました資料につきましてはさつそく調査を、取り調べまして提出いたしますようにしたいと思つております。

それから総合格差所得方式の問題につきましては、先ほど総裁の答弁もございましたように、夏の勧告までの間に十二分に検討いたしまして成案を得たいというふうに考えております。

○岩間正男君 給与法の問題について基本的な問題で先ほど二、三質疑したのであります。先ほどの質問の中でも、基本法第十一条との関連で教育行政、これがかたわになつてはならぬ、そういう点で私はいま大きな問題になつてゐる学童負担が非常に加重されてきておるわけですね。これは先ほど申し上げましたから繰り返しません。そういう中で学校給食に対する要望といふものは非常に大きくなつておると思うのですが、大体小中の場合、これはどれくらいの負担になるというふうに文部省は見ておりますか。

○政府委員(岩間英太郎君) ただいま所管の局長

が参りまして御説明を申し上げたいと思います。

ちょっと資料がございませんので後ほどお答えをさせていただきたいと思います。

○岩間正男君 これはまああとで説明があらうと思いますが、私たち、これはいろいろ聞いているわけです。とにかく物価の値上がりの中で三つの方式があるだろう。現状を今までのやり方で週に五日、大体月二十日、それをやつしていくために

は、一つは少なくとも四割か五割の給食費の値上げをしなくちゃならぬ。あるいは日数を、五日を四日に減らす、そういうような削減を、日数を減らすことを考えているのがある。もう一つは内容を非常に薄めてしまう。三つの方式があると思うのです。しかし、これは第二、第三の方式といふやつは望ましくないことは言うまでもないことを考へるというと、大体年額にすると八万円の負担になると聞いております。そうすると、労働者がいま春闘の賃上げをやつてゐるわけですが、これは少々上げても一方からもうかご抜けになるわけですね。そういうふうな場合は、大衆負担としてはたいへんだと思うんです。特に大学生なんか持つていても一方からもうかご抜けになるわけですね。そういうふうな場合は、大衆負担として、これは公費で負担すべきものと、それから個人で負担すべきものをどういうふうに分けていくかというところが一つ問題でございますけれども、直接子供に返つていくような費用、たとえば給食の場合でござりますと、これはもし学校で食事をしなければ家庭から弁当を持ってくるというふうな性質の費用でござります。そういうものにつきましては、順序といたしまして、やはり家庭のほうで持つていていただくというふうな考え方をとつておるわけでございます。しかしながら、本来公費で負担すべきものにつきましては、つまり子供から遠い経費と申しますが、たとえば人件費でござりますとか、あるいは施設費、設備費、そういうものにつきましては、これはできるだけ公費のほうで支払われるべきものにつきましては、つまり子供から遠い経費と申しますが、たとえば人件費でござりますとか、あるいは施設費、設備費、そういうものには公費でできるだけ負担をしていく、しかしながら、直接子供さん方に還元されるような材料費等につきましては、これは父兄のほうで御負担をされ、公費でもって負担すべきものにつきましては、給食の施設設備あるいは人件費、こういうふうに考えておられるかお伺いしたい。

○政府委員(岩間英太郎君) いま父兄負担の経費

がいろいろございまして、義務教育の無償という

のは授業料を取らないというふうなことに解されているわけでござりますけれども、教科書につきましては御案内のとおり無償の措置が講じられてゐるわけでございます。そのほか、先ほどもお話をございましたように、給食以外にも学用品、それから通学用品、通学費、修学旅行費、衣料費、そ

ういうものにつきましては、これは原則といたし

護、合わせまして一〇%の子供に対しましてこれ

は無償の措置を講ずるというふうな形で一部無償の措置をとつてあるといふふうなことでございま

す。また、父兄負担の軽減はかります場合には、

ござりますと、これはもし学校で食事をしなけれ

ば家庭から弁当を持ってくるといふふうな性質の

ものでございまして直接子供に還元されるような

費用でござります。そういうものにつきましては、順序といたしまして、やはり家庭のほうで

持つていていただくというふうな考え方をとつておる

わけでございます。しかしながら、本来公費で負

担すべきものにつきましては、つまり子供から遠

けていくというふうな方向でまいりつてゐるわけ

ございます。いまのところ、そういうたてまえを

変えまして、全部父兄の負担からはずしましてこれを公費で負担するという点につきましては、いろいろ問題がございましてまだそこまではとても踏み切れない、現在の負担区分をできるだけ守つていくという方向で進めているわけでござい

ます。

○岩間正男君 学校給食法というものがあつて、あなたたちはそういうたてまえに立つておるわけ

です。しかし、私はこの問題は検討をする必要があるんじゃなかつて、その他の二、三の問題でござりますが、長い間論十六条の解釈について、ずいぶんこれは長い間論議が行なわれたことも知つております。そちら

で教科書無償の問題とかその他の二、三の問題、全く取るに足らないもので二十六条といふものがこれは政府の解釈としては通つておる、

これも非常におかしな形ですよ、こういふこと

は。これはほんとうに多數で通つたからといつて、この解釈が通つてゐるかといふと、そういう

ことじやない。国民の立場に立てば、こういふこと

であの憲法の条項がほんとうに民主的に守ら

れてゐるといふにはこれは考へていないです

よね。財政の措置からも來てゐるわけでありま

す。これはほんとうに多數で通つたからといつて、この解釈が通つてゐるかといふと、そういう

ことじやない。国民の立場に立てば、こういふこと

で暮らしているんだと、涙の出るような話を聞いたわけであります。そういう中で、いま給食費用の問題といふのは非常に大きな問題を含めると、少なくとも教育費が五万五千円かかる、あと四万五千円

けなんです。自分の立っている基盤というものは、全くもう毎日やれ正在するわけですよ。マーケットに行って、そのたんびに、いまさら、もう何といいますかね、恐怖に襲われるっていう感じです。あるいは、非常にいまの政治に対する怒りが高まっている、こういう態勢なんです。そういう中で教育費の全般的なその負担の問題と大幅な国家負担の問題がどうしてもこれは再燃せざるを得ない、そういう情勢の中にあることはこれは言うまでもないと思います。そういう中で、この学童給食の費用、これはまあとりあえず当面する問題としては非常にやはり切実な感じを持つた課題だと思いますね。そういうものに対し、今までのような学校給食のやり方で、人件費の一部をまかなう、それから施設費を負担する、これもまあ補助程度、それから燃料費を一部まかなう、しかし、これは全体の給食予算――かりにこれは全額国庫から負担するとしたら、全体としてはどれぐらいかかるという一體調査をしておられますか。文部省は少なくともこの基礎的な調査を持つて、その中で一休いま政府の支出しているこの学校給食法による負担というものはどの程度になつているか、こういう見当はついておりますか、調査はありますか。

万になるんですね。その八万がかりに国庫負担と
いうようなことになれば、これはいまの少なくとも労働者の実質賃金は上がるわけです、はね返つてきて。この八万というものはこれは相当な額ですからな。だから、そういう点から考えますと、單にこの問題は子供の命を守るという切実な直接の問題でもありますけれども、同時に、春闘なんかを戦っていて、全く赤字補てんのための生活防衛のためにきょうもすでにこのような大きなコストが行なわれている。そうして国民共闘をほんとうに遂行して、どうしても生活防衛のためにこれは具体的な問題を解決しなきやならぬ、こう言つて戦つておる中で、いまの給食費用は親が、自分の子供なんだから、まあ自分が少々無理をしても子供に食わせるのがほんとうじやないかといふようならたまえには日本の憲法は立つてないと思うんです。はつきりこれは二十六条の指向するところを明確にすれば、当然國家は責任を負つて、教育行政のやはり一つの大好きな課題として遂行すべきじやないか。また、戦後における発足の状況から考へても、親の願いはそこにあつたわけでしょう。まあ私も當時それを推進した責任者の一人でありますけれども、そういう点から考えて、だんだんだんだんこれは後退をしているのです。そういう点で私はお聞きしているのですが、少なくともあなたたちはこの問題と対決しないわけはないかい、そこまで来ているだらうと思う、それでお聞きしています。

昭和四十七年度と四十八年度、完全給食を受けている生徒が少し伸びておりますが、その二つについて申し上げますと、昭和四十七年度は、パン、ミルク、おかず代、推計いたしまして千七百六十億円でございます。昭和四十八年度は推計いたしますと二千二百四十一億円ということになります。そのうち負担割合でございますが、昭和四十二億、四十九年度は二千二百四十一億の推計のうち保護者の負担が千九百七十五億円、国が二百三十二億円、設置者が三十四億というのが私どもが全国の調査の実態から推計いたしました見積もりでございます。

○岩間正男君　学校給食法による負担ですね、人件費、それから施設、燃料ですか、そういうものの概要はわかりますか、どのくらいを支出しているか。

○政府委員(渡谷敏三君)　いま御指摘の学校給食法は、経費の負担区分といたしまして、学校給食を実施するにつきまして必要な施設設備に要する経費、それから人件費は設置者の負担、その他の経費は保護者の負担、こういうたてまえになつておるわけでございます。そういたしますと、その他費は保護者負担といふことになりますが、現実問題といたしまして、光熱水費はほとんど学校の設置者が負担いたしております。施設設備に要する経費、それから人件費、それから光熱水費につきまして全国的に正確なる推計をいたしましておらないわけでございますが、人件費につきましては、学校栄養士と調理従事員の数と、それから給与の大体がわかつておりますので、人件費はある程度の推計が出来ると思いますが、いまちょっとその資料を手元に持つておりません。

○岩間正男君 これはあとで詳細に資料としていただきたいと思いますけれども、先ほどの御説明によりますと、保護者の支出が四十七年度では千五百二十五億、それに対して二百四億ということになりますと、これは全体の額のわずかに一〇%そこそこのなるわけですね、一・一%から一二%。四十八年度も千九百七十五億に対しても三十二億ということになるわけですね。これで一休給食をほんとうにまかなって、次代を背負う子供たちの重要なこのような給食の問題を取り上げているということになるかどうかという課題なんですが、これども、この問題はやっぱり十分に検討されなければならぬ問題だと思うのですね。これ、どうですか、次官、こういうような現状でこれは甘んじていいのか。ことに火についているようになにこの給食の費用というものは大きな課題になつていて、そうして当然そうなれば、このような給食の問題についての全額負担の要求といふものはこれはだれでも持つてゐるわけです。ことにこれは勤労者の場合なんかやり切れないですよ。これがもしも国庫から出資されるというそういう事態、そういう事態が起こればこれは賃金なんかのベースアップなんかも実質的には非常に高まる。こういう点も持つてゐるわけですから、これは単に子供に食わせるかどうかという問題だけじゃないわけです。こういう点について、どういうお考えをお持ちになりますか。

○政府委員(森谷敬三君) さつきの御説明へちょっと補足させていただきますと、先ほど申し上げた金額は、学校給食の食材料費につきましての金額を申し上げたわけでございまして、施設設備を要する経費、それから人件費、光熱水費は先ほどの中に入つておらないわけです。それでそういう施設設備につきまして相当の金額かかるわけですが、来年度予算でも国の補助金で三十六億を計上いたしておりますが、その正確な推計はいたしておりません。人件費につきまし

それましや

ては、調理従事員だけで現在約七万人おります。それから学校栄養士の方々が五千人前後おりますので、そういう人件費はやはり相当の額になつておりますし、大ざっぱにやりますと千数百億に人件費がなつております。それから光熱水費、これもほとんど設置者が負担していただいておりますが、これも相当の額になつております。そういう施設設備、学校栄養士、調理従事員の方々の人件費、光熱水費はほとんど全額公費で負担をいたしておりまして、食材料費につきましては先ほどのようなことになつておるわけでございます。

○岩間正男君 これは資料を出してください。それでこの負担も、一体国庫の負担は幾らなのか、それから地方の負担は幾らなのか、それから足りないところはほとんどこれはもうPTAなんかでまかなつてあるところがずいぶんあるわけですね。人員も足りない。そういう人員についてはPTAの費用でまかなつておる。こういう実態があるですから、これは調査としては進んでおるかどうかわかりませんけれども、とにかく父兄の負担が二千億近くだ、四十八年。これは物価の中では二千五百億になるかもしれないし、これも推計でも大体そんなふうに考えられるわけですね。この負担を父兄にまかしておいて、そうしていまのこの物価の生活の危機の中で一体ほんとうにこれは教育がうまく遂行できるのか。特に教育をささえる子供の命の問題ですが、こういうものをやれるかどうか。國家の一体政治の手としてこれはどうなるのかという問題が出てくるわけです。だから、全額負担といいうものは一へんにいけるかどうかそれは問題あるでしょう。しかし、少なくともいまの困難な中で、とりあえずこれだけはとりたいというそういう方策といいうのはないのですか。文部省はこの問題について、これは考へているのですか、いないのですか。

○政府委員(藤波孝生君) 学校給食が子供たちの健康の増進、体位の向上に非常に大きな役割りをなっているということは、当初出発以来ずっと年月を重ねてまいりまして非常に大きな意義を

持つておるわけでございます。そいつた中で、これだけ改善をいたしまりましたと言つたとまではおしゃかりをいたりますけれども、やっぱり出発当初は施設でありますとか、あるいは調理従事員の人件費でござりますとか、大半が父兄負担、PTA負担というような形で出発をいたしておりますのをぜひ是正をいたしたい。こういうつもりで努力を積み上げてまいつております。従事員の人件費でござりますとか、これがいつもほとんど設置者が負担していただいておりますが、これも相当の額になつておるわけでございます。

○岩間正男君 この問題、どうですか、これはいよいよ上昇するとか、それから少し人件費をふやしては非常にいい食堂をつくるというようなことになつてきておりまして、明るい、非常に施設できでございますと、さらにその次の施策がほしいということになりまして、今日では学校によりましては非常にいい食堂をつくるというようなことうな意味を持つておるといふことから、そいうつた希望も非常に多くなつてきておるわけでございまして、こういった施設もさらに充実をしていくよう今後取り組んでいかなければいけないというような施設面の話題も持つておるわけでございます。ただ、先生御指摘のように、今日物価の高騰によりまして非常に父兄負担が高まつてきておるという感じが出ておりまして、いろいろ設置者と十分連絡をとりまして、たとえば材料の共同購入をいたしましたり、あるいはまあこれはなかなか口でそんなことを言うけれどもとまたおしゃかりをいただくかもしれませんけれども、たとえば産地から材料を直結をして学校へ運び込むとかいろいろな労苦はいたしておるわけでございます。こ

ういった中で、できる限り父兄負担が高くならないようになつても、ぜひがんばつてもらいたい、こういった課題の一つだと、このように考えております。そこで、父兄負担、特に学校給食を公費で全額見られることであります。しかし、まあこれがおられる中で、一方ではこれとのバランスでほんとうに

ないかという国民的な御要求、御要望に対しましては、今後さらにひとつ誠心誠意検討を進めさせていただきたい。このように考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○岩間正男君 この問題、どうですか、これはいよいよ上昇するとか、それから少し人件費をふやしては非常にいい食堂をつくるということがあります。しかし、それから施設を少しふやすとか、そういうことはこれはやつたでしょう。そこで、基本的な問題解決のための努力というのは、非常に大きな課題だといふうに私は考えております。したがつて、そういう努力というのには、基本的な問題解決のための努力といふことは、今までされたことがあるのかどうか。まあこれまでされたことがあるのかどうか。まあこれまでされたことがありますといふと、額はこれは二千億前後といふことになりますと相当な額ではあります。

しかし、十七兆の予算から考えてみるとどういうことになりますか、八十分の一かそんなものであります。その結果は非常に多くのこれは父兄の負担といふものが緩和されるわけですね。生活の安定にも非常に役立つ。それから子供のとにかく命を守つて、それを計画的な一つの意思としてこれを守つて、それを計画的な一つの意思としてこれに進展させることもできるのであります。むろんいまの財政の中でいきなり全額といふのは、なかなかそれは文部省のいまの力ではないんでしよう。しかし、この問題について一体PRを起こしたり、それからほんとうにこれは国民の世論にござるのとを訴えるとか、そういうことがなされたということは聞いていないわけですね。学校教育法があるのだと、この範囲のワク内でまかなわれておるのだといふことになつて、いるが、しかし、いまの情勢といふものは、この問題はやはり大きな国民的な要望にこれは大きく発展する可能性を持っている。そこで、いま一方で教員の給与問題、これも非常にまだ望ましい十分なことではないと思います。しかし、まあこれがおされてい

なつてゐるこの学童給食の問題と対決をしないといふわけにはこれはいかない問題だと思いますが、どうなんですか、その辺の基本姿勢。文部大臣は来ていないんですねが、まあ次官、文部省を代表して答弁をおっしゃつてください。

○政府委員(藤波孝生君) 大臣が出ておりませんでまことに申しわけないと思つております。出発当初から学校給食をぜひ普及をして、全国のアンバランスのない義務教育での学校給食をはかつていくようになつておるわけござりますので、学校給食の重要性も十分勘案をいたしまして、先ほど来申し上げでございますように、ぜひ父兄負担の軽減の方向に向かいますように文部省として最善の努力をさせていただきたい、このように考えております。

○岩間正男君 具体的に――基本的なのはいいです。基本的なあなたの腹の中は何つたわけですが、具体的にいま当面する課題として考えておられるのはないんですか。ただ一般論でこれは逃げたんじゃ困るですから。こういう切実な要求の中での問題をどう取り上げてこの給食の問題は解決する。とにかく値上げの問題だけでもたいへんですね。こういう問題に対してもどういう具体的な手を打つか、そういうことについては当然文部行政そのものが要求されていると思うのですがね、これについての検討をされたかどうか。それから具体的にどういう案を持っておられるか。この点がないといふと、いつでも文部省の精神主義ではもうこれは耳にたがけていますからね、そういうことでまかり下がるわけにはいかぬのです。どうなんですか、あるのかないのか、あるならある、ないならない、はつきり言つてください。

○政府委員(藤谷敏三君) 私どもいたしましては、現在の学校給食法のたてまえにのつとりまして施設設備、人件費、それからこれは法律では父

兄負担みたいに読めますが、光熱水費、こういうものは公費で負担をすべきであるし、現実にそういうふうになっております。食材料費につきましては、やはり毎日の食事のことなどざいますし、学校給食というのものは学校の設置者、学校、父兄の協力のもとに行なわれるべきものと考えます。そこで、現在給食材料費、父兄からいただいております給食費は、小学校は大体七十円から八十円、中学校が八十円から九十円でございます。一般的の食事に比べますと、かなり安い価格で米穀も一応確保した給食をいたしておるわけでございまして、毎年一般の物価が上がりますので、ある程度かなりの給食費の値上げはせざるを得ないというわけでございますが、その場合に、できる限り日本学校給食会あるいは都道府県の学校給食会、さらには市町村にも学校給食会をつくっていただきまして、物資の一括購入方式によります安定した供給といいますか、そういうことを数年前から国でも補助金を計上いたしまして価格調整安定基金あるいは保管倉庫を持ちました給食センター、そういうものをつくりまして、そういう給食用物資の安定供給、そういうことに努力をいたしておりますが、そういうことを今後もそういう方面の充実を先ほど政務次官からもお話をございましたが、そういう充実をはかつていくべき筋合ありますから、おかげ代につきましては父兄にも御協力をいただく。ただ、要保護、準要保護につきましては全額公費負担による制度を充実していく、そういう方向で考えておるわけでござります。

○岩間正男君 次官とあなた大いぶ食い違う答弁をしてるんだね。次官が前向きの姿勢で基本的に検討するんだと、そのため努力をいたしますと言っているときに、私は学校給食法の立場で、そうでもって流通の問題しかないんだ、いま話を聞いてみますとね。安定供給、数年前やつて、やはりこれは答弁にならぬですよ。私そんなこと聞いてない。そういうことはわかっています。そうちやなくて、いまの生活変動が激しくなってき

ている、とにかく卸売り物価が三六%も前年対比で上がっている。そういう中で生活は、ことに一家の主婦なんかはもうあすへの生活設計が立たない。そういう中で相当なウエートを占めている学童給食、この問題とどう対処するかと聞いたんです。そんな官僚答弁を聞いているわけじゃないです。やっていることについて、それだけでいくなれど、言つたら、全然無策だと言われたでしょうがないんです。私が聞いているのはそんなことじやない。そんなことなら聞く必要はないんであります。いままでわかつてているんです。浅見にして、不肖にしてわかつていて、そのぐらいいのことは問題は、どうするかというのです。いまその論議をやつておるわけです。だから、それが検討されないといふことは、結局それはもう体育局長のところでは検討されていない。そうすると、どうなんですか、文部省でどこで検討していますか。どうなんですか。先ほどの答弁とこれはずいぶん違いますが、どうですか。

○政府委員(藤波孝生君) 従来学校給食の中での父兄負担を軽減をさせる方向でいろいろ努力をしてまいつてきましたので、四十九年度から四十九年度にわたって努力をいたしております。第一端をいま体育局長から御答弁申し上げたわけですが、それは全会一致の法案のようですが、それでも、これは全会一致の法案のようですが、これども、与野党が同数だなんというのは、これは非常に採決としてはみつともないことです。やっぱり少なくとも政府と党がね、野党が全部いるのに、数が同じだなんというのは、これは法案を扱う趣旨としても……。ほんなんか商工にいたら、こんなとき採決しませんよ、幾ら全会一致でも、これは出席をちゃんとしてもらわなければ困る。

○委員長(寺本広作君) 御発言の趣旨はよく了承いたしました。今後、委員の出席について、なお努力されるようにお願いしておきます。

他に御発言もないようですが、質疑は終局したものと認めます。

○[賛成者掌手] これより採決に入ります。

○委員長(寺本広作君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(寺本広作君) 御異議ないと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(寺本広作君) 本日はこれにて散会いたします。

午後五時十六分散会

○委員長(寺本広作君) 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(寺本広作君) 速記を起こしてください。

○竹田現照君 議事進行で。

ぼくはいま内閣に来て、採決に入るんですねけれども、これは全会一致の法案のようですが、これども、与野党が同数だなんというのは、これは非常に採決としてはみつともないことです。やっぱり少なくとも政府と党がね、野党が全部いるのに、数が同じだなんというのは、これは法案を扱う趣旨としても……。ほんなんか商工にいたら、こんなとき採決しませんよ、幾ら全会一致でも、これは出席をちゃんとしてもらわなければ困る。

○委員長(寺本広作君) 御発言の趣旨はよく了承いたしました。今後、委員の出席について、なお努力されるようにお願いしておきます。

他に御発言もないようですが、質疑は終局したものと認めます。

○委員長(寺本広作君) これより討論に入ります。——別に御発言もなさないいろいろな問題をかかえておるわけでございまして、やはりこのように考へておりますが、

○委員長(寺本広作君) そのとおりです。

第一四一六号 昭和四十九年二月二十六日受理
一、靖國神社の国家管理反対に関する請願(第一四二二号)(第一四二三号)(第一四一四号)
(第一四二五号)(第一四二六号)(第一四二七号)
(第一四二八号)(第一四二九号)(第一四三〇号)(第一四三一号)(第一四三二号)

第一四二二号 昭和四九年二月二十七日受理
請願者 埼玉県北本市中央四ノ一六四三
輪従道外千三百九十四名

紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第八三九号と同じである。

第一四二三号 昭和四九年二月二十七日受理
請願者 東京都中野区野方三ノ一三〇六
坂原武次外四十八名

紹介議員 木島 則夫君
公務員、公共企業体等職員の賃金引き上げ等に関する請願
一、基本賃金を大幅に引き上げること。

二、昭和四十九年度期末手当を大幅に引き上げること。

三、年金・退職金制度の改善を図ること。
四、公務員労働者に労働基本権を完全に保障すること。

五、インフレ、物価高騰を抑制し、国民生活の安定を図ること。

理由

全官公に結集する公務員労働者は、公共部門に働く者としての特性を十分認識し、その任務を遂行するため精一杯の努力をつづけているが、こう進むるインフレのため生活水準は低下の一途をたどり、極めて不安定な状態におかれている。かかる事態を克服し安定した社会環境をつくることが当面の緊急課題である。

第一四二三号 昭和四十九年二月二十七日受理
公務員等の賃金引上げ等に関する請願
請願者 神奈川県中郡二宮町山西一七二

紹介議員 脇英雄外五十七名

この請願の趣旨は、第一四二二号と同じである。

第一四二四号 昭和四十九年二月二十七日受理
公務員等の賃金引上げ等に関する請願
請願者 埼玉県久喜市本町二ノ一〇ノ二二

紹介議員 田淵哲也君
この請願の趣旨は、第一四二二号と同じである。

第一四五号 昭和四十九年二月二十七日受理
公務員等の賃金引上げ等に関する請願
請願者 横浜市保土ヶ谷区岩井町四五六

紹介議員 飯沼康好外四十四名
この請願の趣旨は、第一四二二号と同じである。

第一四二六号 昭和四十九年二月二十七日受理
公務員等の賃金引上げ等に関する請願
請願者 中山森太郎外三十四名
この請願の趣旨は、第一四二二号と同じである。

請願者 横浜市戸塚区上飯田二、六七〇

松田憲明外四十八名

この請願の趣旨は、第一四二二号と同じである。

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第一四二二号と同じである。

第一四二七号 昭和四十九年二月二十七日受理

公務員等の賃金引上げ等に関する請願
請願者 茨城県稻敷郡河内村幸谷三三七

紹介議員 中村利次君
荒井嘉彦外四十二名

この請願の趣旨は、第一四二二号と同じである。

第一四二八号 昭和四十九年二月二十七日受理

公務員等の賃金引上げ等に関する請願
請願者 神奈川県足柄上郡開成町宮台一〇

紹介議員 萩原幽香子君
六露木正男外三十七名

この請願の趣旨は、第一四二二号と同じである。

第一四二九号 昭和四十九年二月二十七日受理

公務員等の賃金引上げ等に関する請願
請願者 東京都中野区中野二ノ一四ノ二六

紹介議員 藤井恒男君
岩成和利外四十九名

この請願の趣旨は、第一四二二号と同じである。

第一四三〇号 昭和四十九年二月二十七日受理

公務員等の賃金引上げ等に関する請願
請願者 東京都東村山市富士見町一ノ一〇

紹介議員 松下正寿君
ノ三一閑場修外四十三名

この請願の趣旨は、第一四二二号と同じである。

第一四三一号 昭和四十九年二月二十七日受理

公務員等の賃金引上げ等に関する請願
請願者 埼玉県鶴巣市天神二ノ一ノ二九

紹介議員 高山恒雄君
この請願の趣旨は、第一四二二号と同じである。

第一四三二号 昭和四十九年二月二十七日受理

公務員等の賃金引上げ等に関する請願
請願者 中山森太郎外三十四名

この請願の趣旨は、第一四二二号と同じである。

紹介議員 向井長年君

この請願の趣旨は、第一四二二号と同じである。

紹介議員 村尾重雄君

この請願の趣旨は、第一四二二号と同じである。

紹介議員 大内俊郎外四十三名

この請願の趣旨は、第一四二二号と同じである。

紹介議員 村尾重雄君

この請願の趣旨は、第一四二二号と同じである。

紹介議員 向井長年君

この請願の趣旨は、第一四二二号と同じである。

九二」に、「二七〇」を「二〇一」と、「二〇〇」を「二二三」に、「九〇」を「一〇一」と、「五〇」を「五六」に改める。

第二条 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「十年」を「二十年」に、「遺族補償年金の最初の支払に先立つて」を「人事院規則で定めるところにより」に、「四百日分に相当する額を千日分に相当する額を超えない範囲内で人事院規則で定める額」に改め、同条第三項中「国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四八年法律第六十九号)」を「国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律(昭和四九年法律第六十九号)」に改める。

第三条 第一条 国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)の一部を改正する。

附則第六条第一項中「十年」を「二十年」に、「遺族補償年金及び障害補償年金のうちこの法律の施行の日前の期間に係る分並びに同日前に支給すべき事由の生じた障害補償一時金については、なお従前の例による。

第二条 国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)の一部を改正する。

附則第六条第一項中「十年」を「二十年」に、「遺族補償年金を受ける権利を有する遺族に対する一時金の支給でのこの法律の施行の日前の職員の死亡に係るものについては、なお従前の例による。

第三条 第一条 国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)の一部を改正する。

附則第六条第一項中「十年」を「二十年」に、「遺族補償年金を受ける権利を有する遺族に対する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律

(昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部改正) 第一条 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第百六号)の一部を次のよう改定する。

第一条の六の次に次の一条を加える。

(昭和四十九年度における旧法による退職年金等の額の改定)

第一条の七 前条第一項の規定の適用を受ける

年金については、昭和四十九年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表

第一条の八の仮定俸給(同条第三項において準用する第一条第六項の規定により從前の年金

額をもつて改定年金額とした年金若しくは前

条第一項の規定の適用があつた後第一項の五

第四項の規定により同条第三項各号に掲げる

金額をもつて改定年金額とした年金又は前条

第五項において準用する第一条第六項の規定

により從前の年金額をもつて改定年金額とし

た年金については、前条第一項又は第四項の

規定により年金額を改定したものとした場合

において、その改定年金額の算定の基礎とな

るべき仮定俸給 同項の規定により改定され

た年金については、その改定年金額の算定の

基礎となつている仮定俸給)に対応する別表

第一の九の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の

規定を準用して算定した額に改定する。

2 前条第一項の規定の適用を受ける年金(そ
の年金の額の計算の基礎となつた組合員期間
のうち実在職した期間が旧法の規定による退
職年金に相当する年金を受ける最短年金年限
(第六項において単に「最短年金年限」とい
う。)に達している年金に限る。)で、七十歳以
上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当
する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しく
は孫に係るものに対する前項の規定の適用に
ついては、同項中「算定した額」とあるのは、
「算定した額で、その額の計算の基礎となつ
た組合員期間の年数と旧法の規定による退職
年金に相当する年金を受ける最短年金年限と
の差年数一年につきその俸給とみなされた同
表の仮定俸給の額の三百分の一(旧法の規定
による遺族年金に相当する年金については、
六百分の一)に相当する金額の十二倍に相当
する金額を加えた額」とする。この場合にお
いては、第一条第四項後段の規定を準用す
る。

3 第一条第六項の規定は、第一項の規定によ
り年金の額を改定する場合について準用す
る。

4 第一項又は前項の規定の適用を受ける年金
については、その年金を受ける者が七十歳に
達したとき(旧法の規定による遺族年金に相
当する年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に
達したときを除く。)は、その達した日の属す
る月の翌月分以後、第二項の規定により読み
替えて適用する第一項の規定に準じてその額
を改定する。

5 第一条第六項の規定は、前項の規定により
年金の額を改定する場合について準用する。

6 次の表の上欄に掲げる年金については、第
一項又は第四項の規定により改定された額
である。

に満たないときは、昭和四十九年十月分以
後、その額を当該区分に対応する同表の下欄
は、第一条第四項後段の規定を準用する。

に掲げる額に改定する。この場合において
は、別表第一の九の仮定俸給を俸給とみなし、第
二条第一項の規定に準じて算定した額に改定さ
れる。この場合において、同項中「別表第三」
とあるのは、「別表第三の九」と読み替えるも
のとする。

年	金	実在職した期間	金額
九年未満	最短年金年限以上	二十四万一千二百円	三十二万一千六百円
九年以上最短年金年限未満	最短年金年限未満	二十二万六百円	二十四万一千二百円
九年未満	最短年金年限未満	十六万八百円	二十二万六百円
九年未満	最短年金年限未満	八万四百円	八万四百円

7 第一項、第三項又は前項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が六十五歳に達したとき(旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く。)は、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。	り同項各号に掲げる金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合においてその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給 同条第六項の規定により改定される。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の九」と読み替えるものとする。
（昭和四十九年度における旧法による障害年金等の改定）	別表第一の九の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の九」と読み替えるものとする。
第一条の七 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十九年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表	2 第一条の七第二項の規定は、前条第一項の規定の適用を受ける年金(旧法の規定による
の基礎となつた組合員期間のうち実在職した	期間の区分に対応する同表の下欄に掲げる
期間の区分に対応する同表の下欄に掲げる	

退職年金に相当する年金を受けることができ
た組合員期間を有していた組合員であつた者
で、その組合員期間のうち実在職した期間が
その退職年金に相当する年金を受ける最短年
金年限に達しているものに係る年金に限る。)。
で、七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障
害遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若し
くは孫に係るものに係る年金に限る。)

3 次の各号に掲げる年金については、第一項
の規定により改定された額が当該各号に掲げ
る額に満たないときは、昭和四十九年十月分
以後、その額を当該各号に掲げる額に改定す
る場合について準用する。

3 次の各号に掲げる年金については、第一項
の規定により改定された額が当該各号に掲げ
る額に満たないときは、昭和四十九年十月分
以後、その額を当該各号に掲げる額に改定す
る場合について準用する。

受けける妻、子又は孫が七十歳に達したときを
除く。)は、その達した日の属する月の翌月分
以後、第二項の規定により読み替えて適用す
る第一項の規定に準じてその額を改定する。

第三条第一項中「第三条の六」を「第三条の七」
に改める。

第三条の六の次に次の二条を加える。

(昭和四十九年度における法による退職年金
等の額の改定)

第三条の七 昭和四十七年三月三十日以前に
法の退職した組合員に係る法の規定による
退職年金、減額退職年金、廢疾年金又は遺族
年金については、昭和四十九年十月分以後、
その額を、前条第一項、第二項又は第五項の
規定により改定された年金額の算定の基礎と
なつている俸給年額(同条第四項又は第六項
において準用する第一条第六項の規定により
従前の年金額をもつて改定年金額とした年金
については、前条第一項又は第五項の規定に
より年金額を改定したものとした場合において
、その改定年金額の算定の基礎となるべき
俸給年額)に別表第六の上欄に掲げる退職の
時期の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗
じて得た額(その額に一円未満の端数がある
ときは、これを切り捨てて得た額)を法第十七
条第一項に規定する俸給年額とみなし、法の
規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条第六項の規定は、前項の規定によ
り、年金の額を改定する場合について準用する。

3 昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三
月三十日までの間に法の退職した組合員
に係る法の規定による退職年金、減額退職年
金、廢疾年金又は遺族年金については、昭和
四十九年十月分以後、その額を、当該組合員の
法の退職当時の法第十七条第一項に規定する
俸給年額に一・一五三を乗じて得た額(その
額に一円未満の端数があるときは、これを切
り捨てて得た額)を同項に規定する俸給年額

とみなして、法の規定を適用して算定した額に
改定する。

4 次の表の上欄に掲げる年金については、第
一項又は前項の規定により改定された額が、
当該組合員期間のうち実在職した期間が
その退職年金に相当する年金を受ける最短年
金年限に達しているものに係る年金に限る。)
で、七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障
害遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若し
くは孫に係るものに係る年金に限る。)

5 第三項の場合は、第一項の規定の適用を受ける年
金については、その年金を受ける者が七十歳
に達したとき(殉職年金又は障害遺族年金を

とする。)の区分に対応する同表の下欄に掲げ
る額(減額退職年金にあつては、その掲げる額
から、その掲げる額の百分の四に相当する額
に、五十五歳と当該減額退職年金の支給を開
始する時の者の年齢との差年数を乗じて
得た額を減じて得た額。以下この項において
同じ。)に満たないときは、昭和四十九年十月
分以後、その額を当該区分に対応する同表の
下欄に掲げる額に改定する。この場合におい
ては、第一条第四項後段の規定を準用する。

6 前各項の規定の適用を受ける年金について
は、その年金を受ける者が六十五歳に達した
ときは(遺族年金を受ける妻、子又は孫が六十五

年	金	実在職した期間	金額
職年金又は廢疾年金で六十五歳以上 上の者が受けるもの	法の規定による退職年金、減額退 職年金又は廢疾年金で六十五歳以 上上の者が受けるもの	法の規定による退職年金、減額退 職年金又は廢疾年金で六十五歳以 上上の者が受けるもの	法の規定による退職年金、減額退 職年金又は廢疾年金で六十五歳以 上上の者が受けるもの
九年未満	九年以上最短年金年限未満	三十二万一千六百円	三十二万一千六百円
最短年金年限以上	最短年金年限未満	二十四万一千二百円	二十四万一千二百円
最短年金年限未満	最短年金年限以上	十六万八百円	十六万八百円
最短年金年限未満	最短年金年限以上	十二万六百円	十二万六百円
最短年金年限未満	最短年金年限以上	八万四百円	八万四百円
最短年金年限未満	最短年金年限以上	十二万六百円	十二万六百円
最短年金年限未満	最短年金年限以上	八万四百円	八万四百円

- 5 第三項の場合は、第一項の規定の適用を受ける年
金については、その年金を受ける者が七十歳
に達したとき(殉職年金又は障害遺族年金を
受ける妻、子又は孫が七十歳未満の妻、子若し
くは孫に係るものに係る年金に限る。)
- 5 第三項の場合は、第一項の規定の適用を受ける年
金については、その年金を受ける者が七十歳
に達したとき(殉職年金又は障害遺族年金を
受ける妻、子又は孫が七十歳未満の妻、子若し
くは孫に係るものに係る年金に限る。)
- 6 第一項又は第三項の規定の適用を受ける年
金については、その年金を受ける者が七十歳
に達したとき(殉職年金又は障害遺族年金を
受ける妻、子又は孫が七十歳未満の妻、子若し
くは孫に係るものに係る年金に限る。)

- 6 第一項又は第三項の規定の適用を受ける年
金については、その年金を受ける者が七十歳
に達したとき(殉職年金又は障害遺族年金を
受ける妻、子又は孫が七十歳未満の妻、子若し
くは孫に係るものに係る年金に限る。)
- 6 第一項又は第三項の規定の適用を受ける年
金については、その年金を受ける者が七十歳
に達したとき(殉職年金又は障害遺族年金を
受ける妻、子又は孫が七十歳未満の妻、子若し
くは孫に係るものに係る年金に限る。)

歳に達したときを除く。)は、その達した日の属する月の翌月分以後、第四項の規定に準じてその額を改定する。

第四条第一項中「法律」の下に「(前条を除く。)」を加え、同条の次に次の二条を加える。(昭和四十九年度における法による通算退職年金の額の改定)

第四条の二 昭和四十七年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算退職年金(法第六十一条の二第五項の規定の適用を受けるものを除く。次項において同じ。)については、昭和四十九年十一月分以後、その額を、前条第一項又は第二項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつている通算退職年金の仮定俸給(同条第三項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、前条第二項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき通算退職年金の仮定俸給)の額に別表第六の上欄に掲げる退職の時期の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)を同条第一項第二号に掲げる通算退職年金の仮定俸給の額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算退職年金については、昭和四十九年十一月分以後、その額を、当該組合員の法の退職当時の法第十七条第一項に規定する俸給に一・一五三を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを取り捨てて得た額)を前条第一項第二号に掲げる通算退職年金の仮定俸給の額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

3 前二項の規定の適用を受ける年金のうち、満たないものについては、昭和四十九年十一月分以後、その額を、前二項の規定により改定した額に第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た割合(その割合が百分の八十に満たないときは、百分の八十)を乗じて得た額に改定する。

一 前二項の規定により前条第一項第一号に掲げる通算退職年金の仮定俸給の額とみなされた額を三十で除して得た額に、組合員期間に応じ法別表第三に定める日数を乗じて得た金額

二 千円と前二項の規定により前条第一項第一号に掲げる通算退職年金の仮定俸給の額とみなされた額の千分の十に相当する額の合算額に、組合員期間の月数及び退職時の年齢に応じ法別表第三の二に定める率を乗じて得た金額

4 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

5 前条第四項の規定の適用を受ける年金(第二項の規定の適用を受けるものを除く。)のうち政令で定めるものについては、昭和四十九年十一月分以後、その額を、第三項に規定する割合を考慮して政令で定めることにより算定した額に改定する。

6 法第六十一条の二第五項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和四十九年十一月分以後、その額を、前後の退職のそれについて前各項の規定の例により算定した額の合算額に改定する。

第七条第一項中「第二条の六」を「第二条の七」に改め、同条第二項中「第四条」を「第四条の二」に改める。

別表第一の八の次に次の二表を加える。

別表第一の九

別表第一の八の仮定俸給	仮定俸給
二〇、三四〇	二五、一八〇
二〇、九二〇	二五、八九〇
二一、四〇〇	二六、四九〇
二二、〇九〇	二七、三五〇
二二、五一〇	二七、八七〇
二三、二九〇	二八、八三〇
二四、四三〇	三〇、二四〇
二五、六一〇	三一、七〇〇
二六、七七〇	三二、一三〇
二七、九六〇	三三、二三〇
二九、一三〇	三四、六一〇
三〇、三三〇	三五、四一〇
三一、〇八〇	三六、〇七〇
三二、八三〇	三七、五五〇
三三、九四〇	三八、四八〇
三四、〇一〇	三九、四一〇
三五、七一〇	四〇、四九〇
三六、〇〇〇	四一、〇二〇
三七、二二〇	四二、九三〇
三八、四三〇	四三、三四〇
三九、七六〇	四四、五七〇
三一〇、〇九〇	四五、八八〇
三二〇、七六〇	五四、二三〇
三三〇、八一〇	五四、二三〇
三四〇、一八〇	五六、九三〇
四五〇、四九〇	五六、五六〇
四九〇、一四〇	六〇、八三〇
五〇〇、八四〇	六一、七〇〇
五一、八七〇	六四、二一〇
五四、五七〇	六七、五五〇
五七、五四〇	七一、二三〇
五九、五〇〇	七三、一二〇
六二、五二〇	七八、九一〇
六三、五八〇	七八、四八〇
六四、五八〇	九八〇

別表第三の九

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の八の仮定俸給の額が一〇、三四〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に一・二三八を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定俸給とする。

別表第一の九の下欄に掲げる仮定俸給

別表 第一 の 九 の 下欄に掲げる仮定俸給	一五五、五三〇円以上のもの	一三一、〇割
一四三、〇一一〇円を超えて五五、五三〇円未満のもの	一三三、八割	二四、五割
一三六、七三〇円を超えて一四三、〇一一〇円以下のもの	二四、五割	二四、八割
一三一、七三〇円を超えて三六、七三〇円以下のもの	二五、五割	二五、〇割
九二、一八〇円を超えて三一、七三〇円以下のもの	二六、一割	二六、九割
八七、八一〇円を超えて九二、一八〇円以下のもの	二七、八割	二七、四割
七八、九八〇円を超えて八七、八一〇円以下のもの	二九、〇割	二九、三割
六四、二一〇円を超えて七八、九八〇円以下のもの	二九、〇割	二九、八割
六一、七〇〇円を超えて六四、二一〇円以下のもの	二九、〇割	二九、八割
五七、五六〇円を超えて六一、七〇〇円以下のもの	二九、〇割	二九、八割
五五、九三〇円を超えて五七、五六〇円以下のもの	二九、〇割	二九、八割
五四、二三〇円を超えて五五、九三〇円以下のもの	二九、〇割	二九、八割
四七、五七〇円を超えて五四、二三〇円以下のもの	二九、〇割	二九、八割
四二、〇一〇円を超えて四七、五七〇円以下のもの	三〇、二割	三〇、九割
四〇、四九〇円を超えて四二、〇二〇円以下のもの	三一、九割	三一、九割
三九、四一〇円を超えて四〇、四九〇円以下のもの	三二、七割	三二、七割
三八、四八〇円を超えて三九、四一〇円以下のもの	三三、〇割	三三、四割
三七、五五〇円を超えて三八、四八〇円以下のもの	三四、五割	三四、五割
三六、〇七〇円を超えて三七、五五〇円以下のもの	三五、一割	三五、一割
三四、六一〇円を超えて三六、〇七〇円以下のもの		
三四、六一〇円以下のもの		

別表第四の八の次に次の二表を加える。

障害の等級	年	金額
一	一、五八八、〇〇〇円	
二	一、二八六、〇〇〇円	
三	一、〇三一、〇〇〇円	
四	七七八、〇〇〇円	
五	六〇三、〇〇〇円	
六	四六一、〇〇〇円	

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「七七八、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「九〇五、〇〇〇円」と読み替えるものとする。

別表第五の次に次の二表を加える。

別表第六

退職の時期の区分	率
昭和三十五年三月三十一日以前	一・二三八
昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで	一・一〇六
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日まで	一・一〇二
昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日まで	一・一〇一
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで	一・一〇一
昭和三九年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで	一・一〇一
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで	一・一〇一
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで	一・一〇一
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで	一・一〇一
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで	一・一〇一
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで	一・一〇一
昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日まで	一・一〇一

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第一条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改定する。

第五十九条 前条第二項の場合において、遺族

第五十九条 前条第二項の場合において、遺族年金を受ける者が次の各号の一に該当する場合には、同項の規定により算定した金額に、

第五十九条を次のように改める。

第五十九条 前条第二項の場合において、遺族年金を受ける者が次の各号の一に該当する場合には、同項の規定により算定した金額に、

当該各号に掲げる額を加えた額を当該遺族年

金の年額とする。

一 当該遺族年金を受けが妻であり、か

つ、遺族である子がいる場合 その子一人

につき四千八百円 (そのうち二人までは、

一人につき九千六百円)

二 当該遺族年金を受ける者が子であり、か

つ、二人以上いる場合 その子のうち一人

を除いた子一人につき四千八百円 (そのうち二人までは、一人につき九千六百円)

前項の場合において、同項各号に規定する子が次条第一項各号の一に該当するに至ったときは、その子は、前項各号に規定する子に該当しないものとみなし、当該遺族年金の年額を改定する。

第二項第一号の場合において、同号の妻があつた子が出生したときは、その出生した子は、同号に規定する子に該当するものとみなして、当該遺族年金の年額を改定する。

第六十一条の二第三項ただし書中「割合」の下に「(その割合が百分の八十に満たないときは、百分の八十)」を加える。

第八十二条の二第二項中「その後」を「当該復帰希望職員のうちその者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で主務省令で定めるもの以外の者がその後」に改める。

第八十二条の二の次に次の二条を加える。
 第八十二条の二第二項中「その後」を「当該復帰希望職員のうちその者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で主務省令で定めるもの以外の者がその後」に改める。

(任意継続組合員に対する短期給付等)

第八十二条の三 退職の日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者は、その退職の日から起算して十日を経過する日(正当な理由があると組合が認めた場合には、その認めた日)までに、運営規則で定めるところにより組合

り、引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することを希望する旨を組合に申し出ることができる。この場合において、その申出をした者は、この法律の規定中短期給付及び福祉事業に係る部分(政令で定めるものを除く。)の適用については、引き続き当該組合の組合員であるものとみなす。

前項後段の規定により組合員であるものとみなされた者(以下この条において「任意継続組合員」という。)は、組合が、政令で定める基準に従い、その者の短期給付及び福祉事業

に係る掛金及び公共企業体の負担金の合算額に相当するものとして運営規則で定める金額(以下この条において「任意継続掛金」といいう。)を毎月、運営規則で定めるところにより、組合に払い込まれなければならない。

第五条 任意継続組合員が初めて払い込むべき任意継続掛金を運営規則で定める期日までに払い込まれなかつたときは、第一項の規定にかかるらず、その者は、任意継続組合員にならなかつたものとみなす。

第六条 任意継続組合員が次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌日(第四号に該当するに至つたときは、その日)から、その資格を喪失する。

一 任意継続組合員となつた日から起算して一年を経過したとき。

二 死亡したとき。

三 任意継続掛金(初めて払い込むべき任意継続掛金を除く。)を運営規則で定める期日までに払い込まれなかつたとき。

四 組合員(他の法律に基づく共済組合の組員及び健康保険法の規定による健康保険又は船員保険の被保険者で組合員でないものとみなす)となつたとき。

五 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を運営規則で定めるところにより組合に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき。

第六条 任意継続組合員に対する短期給付の支給の特例その他の任意継続組合員に関する必要な事項は、政令で定める。

附則第三条の次に次の二条を加える。

第三条の二 運営審議会の委員の任命については、昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企

業体職員等共済組合法の一部を改正する法律
(昭和四十九年法律第 号)の公布の日から起算して二年を経過するまでの間、第十条第三項中「組合員」とあるのは、「組合員又は組合員であつた者(運営審議会の委員であつた者に限る。)」として、同項の規定を適用する。

附則第五条第一項第一号中「年月数を含む。」の下に「附則第六条の二において「戦務加算等の期間」という。」を加え、同号口中「第四十五条」を「第四十六条から第四十八条まで」に、「同条」を「第五十一条」に、「法律第五百五十五号附則第四十六条から第四十八条までに」、「同条の」を「これらの」に改め、同項第四号中「引き続いているもの」の下に「又は政令で定める要件に該当するもの」「を加え、同項第五号中「未帰還者をいう。」の下に「以下この号、」「を、「含む。」」の下に「並びに当該外国政府又は法人その他の団体の職員(以下この号において「関与法人等の職員」として、任命権者はその委任を受けた者の要請に応じ当該外国政府若しくは法人又は日本政府がその運営に関与していた法人その他の団体の職員として昭和二十年八月八日まで引き続いた者)に就職することなく政令で定める期間内に職員となつたもの(同日後引き続き在職するもの)で、かつ、施行日の前日まで引き続き職員であつたもの及び当該外国政府又は法人の職員として在職していた者で政令で定める期間内に職員となつたもの)で、かつ、施行日の前日まで引き続いたもの」を加え、同条第三項第二号中「当該国家公務員」を「当該国家公務員」に改め、「期間であるもの」の下に又は政令で定める要件に該当するものを加える。

第六条の二 七十歳以上の更新組合員が退職した場合において、その者の組合員期間のうちに次の各号に掲げる期間があるときは、前条第一項又は附則第十四条第一項の退職年金の年額は、これらの規定の例により算定した金額に、それぞれ次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額を加えた金額とする。

二 附則第五条第一項第二号又は第三号の期

2 退職年金を受ける権利を有する七十歳以上
の更新組合員が退職した場合において、その
者が職務加算等の期間を有するときは、当該
期間の年数（当該期間の年数と組合員期間の
年数とを合算した年数が四十年を超えること
となる場合には、その超える部分の年数に達
するまでの職務加算等の期間の年数を除く。）
を附則第五条第一項第一号の期間に加えるも
のとする。

3 退職年金を受ける更新組合員であつた者が七十歳に達した場合において、その者が第一項各号に掲げる期間又は職務加算等の期間を有するときは、その者を前二項の規定に該当する者とみなして、当該退職年金の年額を改定する。

4 更新組合員又は更新組合員であつた者が死
亡した場合において、その者の組合員期間の
うちに次の各号に掲げる期間があるときは、
その者に係る遺族年金を受ける者が七十歳以上
の者は八十歳未満の妻、子若しくは孫で
ある場合における第五十八条第二項の遺族年
金の年額は、同項の規定の例により算定した

金額に、それぞれ次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額を加えた金額とする。

附則第五条第一項第一号の期間で十七年を超えるもののその超える期間 その年数 一年につき俸給年額の六百分の一に相当する金額

二 附則第五条第一項第二号又は第三号の期間で同項第一号の期間と合算して二十年を超えるもののその超える期間 その年数一年につき俸給年額の六百分の一に相当する

更新組合員又は更新組合員であつた者が死
亡した場合において、その者が戦務加算等の
期間を有しており、かつ、その者に係る遺族
年金を受ける者が七十歳以上であるとき又は
七十歳未満の妻、子若しくは孫であるとき
は、当該期間の年数（当該期間の年数と組合
員期間の年数とを合算した年数が四十年を超
えることとなる場合には、その超える部分の
年数に達するまでの戦務加算等の期間の年数
を除く。）を当該遺族年金の年額の計算の基礎
となる附則第五条第一項第一号の期間に加え
るものとする。

の他の団体の職員（以下この号において「政府関与法人等の職員」という。）となるため退職し、当該政府関与法人等の職員として同日まで引き続き在職したことのある者及び当該外国政府等の職員として在職していた者で政令で定めるものの当該外国政府等の職員としての在職期間のうち、恩給公務員期間、附則第五条第一項第五号の期間

附則第十七条の二中「第五条、第六条」を「から第六条の二まで」に改める。
附則第二十六条第一項中「第六条」を「から第六条の二まで」に改める。

11

附

第一條 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第二条中公共企業体職員等共済組合法（以下「法」という。）第八十二条の二第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、法附則第三条の次に一条を加える改正規定及び

第一回 内閣委員会會議録第九号

次条第三項の規定 公布の日
一 第二条中法第六十一条の二第三項ただし書

の改正規定及び次条第二項の規定 昭和四十
九年十一月一日

(経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の法(以下「新
法」という。)第五十九条及び新法附則第六条の
二(新法附則第十七条の二又は第二十六条第一
項において準用する場合を含む。)の規定は、こ
の法律の施行の日前に給付事由が生じた給付に
ついても、昭和四十九年十月分以後適用する。

2 新法第六十一条の二第三項ただし書の規定
は、昭和四十八年十一月一日から昭和四十九年
十月三十一日までの間の退職に係る通算退職年
金についても、同年十一月分以後適用する。

3 新法第八十二条の三の規定は、前条第一号に
掲げる日の前日以後に退職した者について適用
する。

年	金	実在職した期間	金額
退職年金、減額退職年金又は廃疾年 金で六十五歳以上の者が受けるもの	新法の規定による退職年金を受 ける最短年金年限(以下この表 において単に「最短年金年限」と いう。)以上	三十二万一千二百円	
九年未満	九年以上最短年金年限未満 いう。)以上	二十四万一千二百円	
最短年金年限以上	最短年金年限未満	十六万八百円	
最短年金年限以上	最短年金年限未満	二十四万一千二百円	
最短年金年限以上	最短年金年限未満	十六万八百円	
最短年金年限未満	最短年金年限未満	十二万六百円	
九年未満	八年四百円		

(長期在職者等の退職年金の年額の最低保障)
第三条 この法律の施行の日以後の退職(死亡を
含む。)に係る新法の規定による次の表の上欄に
掲げる年金については、その年金の額が、同表
の中欄に掲げるその年金に係る組合員であつた
者の組合員期間のうち実在職した期間(組合員
について新法第七十七条第二項の規定の適用があ
つた場合においては、同項の規定により組合員
であつた期間とみなされた期間とする)の区分
に対応する同表の下欄に掲げる額(減額退職年
金にあつては、その掲げる額から、その掲げ
る額の百分の四に相当する額に、五十五歳と當
該減額退職年金の支給を開始する時のその者の
年齢との差年数を乗じて得た額を減じて得た
額。以下この項において同じ。)に満たないとさ
は、当分の間、その年金の額は、当該区分に対
応する同表の下欄に掲げる額とする。

2 前項の場合において、同項の規定の適用を受
ける遺族年金を受ける者が二人以上あるとき
は、そのうちの年長者の年齢に応じ、同項の規
定を適用するものとする。

3 第一項に規定する年金については、その年金
を受けた者が六十歳に達したとき(遺族年金
を受ける妻、子又は孫が六十歳に達したとき
を除く。)は、その達した日の属する月の翌月分
以後、同項の規定に準じてその額を改定する。
この場合においては、前項の規定を準用する。
(年金額の自動的改定措置)

第四条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律
(昭和四十八年法律第九十二号)附則第二十二条
(昭和四十八年法律第九十二号)による年金たる保険給付の額を
改定する措置が講じられる場合には、法の規定
に基づく年金の額については、当該措置が講じ
られる月分以後、当該措置を参考して政令で定
めることにより改定する。
(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の
施行に伴う長期給付に関する経過措置に關して
必要な事項は、政令で定める。

三月十五日本委員会に左の案件を付託された。 一、恩給法の一部改正に関する請願(第一五一 七号)	三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。 一、靖国神社の国家管理反対に関する請願(第 一九六八号)
恩給法の一部改正に関する請願 請願者 京都府舞鶴市字伊佐津三六〇 林 紹介議員 林田悠紀夫君	三月十九日本委員会に左の案件を付託された。 (予備審査のための付託は一月三十一日) 一、総理府設置法の一部を改正する法律案 (第一九六八号)

三月二十六日本委員会に左の案件を付託された。 (予備審査のための付託は三月二十二日) 一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を 改正する法律案 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正 する法律案	三月二十六日本委員会に左の案件を付託された。 (予備審査のための付託は三月二十二日) 一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を 改正する法律案 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正 する法律案
---	---

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級 号 債	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	—	—	83,600	61,600	50,300
2	—	97,100	87,300	65,000	52,400
3	124,900	101,500	91,000	68,500	54,800
4	130,500	105,900	94,700	72,000	57,500
5	136,100	110,300	98,500	75,500	60,200
6	141,700	114,700	102,300	79,000	62,900
7	147,300	119,100	106,300	82,500	65,800
8	152,900	123,500	110,300	86,000	69,200
9	158,600	127,900	114,400	89,500	72,600
10	164,300	132,300	118,500	93,000	76,000
11	170,000	136,700	122,600	96,500	79,400
12	175,800	140,700	126,700	100,000	82,800
13	181,600	144,500	130,800	103,500	86,200
14	187,400	148,300	134,900	106,800	89,300
15	193,200	152,100	138,900	110,100	92,400
16	199,000	155,900	142,600	113,200	95,400
17	204,800	159,600	146,300	116,000	98,400
18	210,100	163,300	150,000	118,800	101,400
19	215,400	167,000	153,700	121,600	104,300
20	220,700	170,700	157,100	124,400	107,100
21	226,000	174,400	160,800	127,200	109,900
22	231,100	178,100	164,500	130,000	112,700
23	236,600	181,800	167,900	132,800	115,200
24	239,600	185,200	171,300	135,600	117,700
25	242,900	188,600	174,000	138,200	119,800
26		191,900	176,100	140,700	121,900
27		194,500		142,700	123,500

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の等級 号 債	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	—	58,500	—
2	110,800	61,600	48,400
3	115,100	64,700	50,300
4	119,400	67,800	52,200
5	123,700	70,900	54,400
6	128,000	74,000	57,200
7	132,400	77,100	60,000
8	136,800	80,200	62,800
9	141,200	83,300	65,600
10	145,600	86,400	68,500
11	150,100	89,500	71,400
12	154,600	93,400	74,300
13	159,100	97,000	77,300
14	163,600	101,000	80,300
15	168,100	105,000	83,300
16	172,600	109,100	86,300
17	177,100	113,200	89,300
18	181,600	117,300	92,300
19	186,600	121,400	95,300
20	191,600	125,400	98,000
21	196,600	129,300	100,700
22	201,600	133,200	103,400
23	205,900	137,100	106,100
24	210,200	141,000	108,700
25	213,200	144,700	111,300
26		148,300	113,900
27		151,900	116,500
28		155,500	119,100
29		159,100	121,400
30		162,700	123,700
31		166,200	125,800
32		169,300	127,800
33		172,300	129,800
34		175,100	131,700
35		177,900	133,200
36		180,600	
37		182,700	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級 号 債	1 等 級		2 等 級		3 等 級							
	俸	給	月	額	俸	給	月	額	俸	給	月	額
1			円			円			円			
2				94,600			55,300			48,400		
3				98,300			58,500			50,300		
4				102,400			61,600			52,200		
5				106,500			64,700			54,400		
6				110,700			67,800			57,200		
7				114,900			70,900			60,000		
8				119,100			74,000			62,800		
9				123,300			77,100			65,600		
10				127,500			80,200			68,400		
11				131,700			83,300			71,200		
12				135,800			86,400			74,000		
13				139,900			89,500			76,800		
14				144,000			93,400			79,500		
15				148,100			97,000			82,200		
16				152,200			100,900			84,900		
17				156,300			104,800			87,600		
18				160,400			108,800			90,300		
19				164,500			112,800			93,000		
20				168,600			116,800			95,700		
21				172,700			120,800			98,300		
22				176,800			124,400			100,700		
23				180,300			128,000			103,100		
24				183,600			131,600			105,100		
25				186,900			134,800			107,100		
26				189,800			138,000			108,900		
27				191,900			141,100			110,700		
28				194,000			144,200			112,300		
29				196,100			147,300			113,700		
30							150,400			115,100		
31							153,500			116,500		
32							156,600					
33							159,700					
34							162,800					
35							165,600					
36							167,800					
37							169,900					
38							171,700					
39							173,500					

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

二 教育職俸給表(四)

職務の等級 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	169,900	—	83,600	67,300	52,200
2	175,700	105,900	87,300	70,500	55,300
3	181,500	110,300	91,000	73,700	58,500
4	187,300	114,700	94,700	77,000	61,600
5	193,100	119,100	98,500	80,300	65,000
6	198,900	123,500	102,300	83,600	68,200
7	204,700	127,900	106,300	87,000	71,400
8	210,100	132,300	110,300	90,500	74,600
9	215,400	137,800	114,700	94,100	77,800
10	220,700	142,300	119,100	97,800	81,000
11	226,000	147,800	123,500	101,500	84,200
12	231,100	152,900	127,900	105,500	87,400
13	235,600	158,600	132,300	109,500	90,500
14	239,700	164,300	136,700	113,700	93,600
15	243,000	170,000	140,700	117,900	96,700
16		175,800	144,500	122,100	99,800
17		181,600	148,300	126,300	102,800
18		187,400	152,100	130,400	105,800
19		193,200	155,900	134,500	108,800
20		199,000	159,600	138,500	111,600
21		204,000	163,300	142,300	114,400
22		207,600	167,000	146,100	117,200
23		211,200	170,400	149,900	119,800
24		214,800	173,800	153,700	122,400
25		218,400	177,000	157,400	124,900
26		222,000	180,200	161,100	127,300
27		225,200	183,300	164,800	129,200
28			185,800	168,200	
29				171,600	
30				174,800	
31				177,900	
32				180,800	
33				183,000	

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附則

(施行期日等)

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)別表第五の規定は、昭和四十九年一月一日から適用する。(最高号俸等の切替え等)

昭和四十九年一月一日(以下「切替日」という。)の前日において教育職俸給表の職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受ける職員で人事院規則で定めるものの切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

切替日からこの法律の施行日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受けの号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、教育職俸給表の適用を受ける職員で人事院の定めるものの改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

切替日において教育職俸給表の適用を受ける職員のうち、切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号俸等の基礎)

前三項の規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していいた職務の等級及びその者が受けっていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

(給与の内訳)

切替期間において教育職俸給表の適用を受けた職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法の規定による給与の内訳とみなす。

(人事院規則への委任)

附則第二項から前項までに定めるもののは、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(教育職俸給表の適用を受ける防衛庁の職員の俸給月額の切替え等)

六十六号)第四条第二項の規定により改正後の法別表第五(八を除く。附則第十項において同じ。)の適用を受ける防衛庁の職員の切替日における俸給月額は、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級におけるその者が受けた俸給月額と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。

前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の防衛庁職員給与法第五条第三項において準用する改正後の法第八条第六項の規定の適用については、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

(切替期間において防衛庁職員給与法第四条第

二項の規定により改正後の法別表第五の適用を受ける防衛庁の職員の俸給月額及びこれを受けることとなる期間並びにその者が防衛庁職員給与法第四条第一項の規定により改正後の法別表第五の適用を受ける場合の俸給月額及びこれを受けた期間に通算する。

与法の規定に基づいて切替期間中の分として既に支給を受けた給与については、附則第三項、第四項又は第六項に規定する職員の例による。